

札幌市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・学校に児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置。
- ・中学校、中等教育学校、高等学校については、週1回程度の勤務。
- ・小学校においては、月1回程度の勤務。
- ・特別支援学校においては、2校で週1回の勤務とし、学校の状況に応じて対応。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

・配置校数について

小学校	201校
中学校	97校
高等学校	8校
中等教育学校	1校
特別支援学校	4校

・資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 101人

（※①③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

- ② 精神科医 0人

- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者又はあった者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ② 大学又は短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上従事した経験を有する者 0人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

・勤務形態について

小学校	201校	年間	60時間	(月1日・1回5時間程度)
中学校	97校	年間	280時間	(週1日・1回8時間程度)
中等教育学校	1校	年間	280時間	(週1日・1回8時間程度)
高等学校	8校	年間	280時間	(週1日・1回8時間程度)
特別支援学校	4校	年間	560時間	(2校で年間280時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

- ①スクールカウンセラー連絡協議会(年2回)
- ②スーパーバイザーによるグループ研修(選択制:年4回程度参加)
- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ(適宜)

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー連絡協議会

- | | | |
|-----|------|------------------------------|
| 第1回 | (説明) | SCの基本的事項について |
| | (研修) | 教育相談機関との連携について |
| | (研修) | 効果的な教育相談について |
| | (協議) | 各学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用について |
| 第2回 | (研修) | 教育相談機関との連携について |
| | (説明) | 子どものこころのコンシェルジュ事業について |
| | (説明) | 札幌まなびのサポート事業について |
| | (協議) | 関係機関との連携及び組織的な支援について |

②スーパーバイザーによるグループ研修

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 夏 季 | ・グループスーパーヴィジョン(ほのめかし事例) |
| | ・グループスーパーヴィジョン(家族システムに介入した事例) |
| | ・グループスーパーヴィジョン(外部機関連携事例) |
| | ・心理教育プログラム研修 |
| 冬 季 | ・別室登校対応、サポーターとの連携等 |
| | ・アセスメントに関する研修 |
| | ・小学校SCの難しさと工夫 |
| | ・発達障害疑いの保護者面接 |
| | ・ほのめかし事案 |

③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難事案について個別に相談・指導

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携及び組織的な支援についてのグループ協議で、小学校・中学校・スクールカウ

セラ等、それぞれの立場で現状の交流ができたことは、各学校での取組を進めていく上で効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 : 5名設置(各スクールカウンセラーを担当するスーパーバイザーを設置)

○活用方法 : ①スクールカウンセラーのスーパーバイズ
②緊急対応事案に係る緊急派遣

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーによって研修のニーズが異なるため、多様な研修体制を今後も継続し、よりニーズに応えられるよう充実させる必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】本人の困りに応じた支援のための活用事例(①)

- ・高校2年生の男子Aは、部活動に所属しており、学習面でも成績が落ちないように頑張っていたが、部活動での友人関係のトラブルをきっかけに登校しづらい状況になった。Aは、部活動と勉強のことで嫌なことが重なり、しだいに「頑張るって何?」と思うようになった。SNSによるやりとりも好きではなく、周りの友だちにもついていけず、投げやりな気持ちが見られるようになった。
- ・Aは過去に先生に話を聞いてもらった際、話しやすく感じた経験があり、担任からスクールカウンセラーとの面談を勧めたところ、本人は了承し、スクールカウンセラーとの面談を行った。
- ・面談により、授業中に指名されることへの不安が、本人の登校意欲をなくすことにつながっていることがわかった。支援内容を全教職員へ周知し、安心して授業に臨める環境をつくることを最優先とした。また、部活動に出られなくなっている理由も、徐々にはっきりしたことで、部活動においても支援すべきことが明確になり、問題は次第に小さくなっていった。
- ・全ての授業をきちんと受講するという目標ではなく、本人の状況に合わせた配慮を全教職員に徹底したことで、安心して授業に参加する環境ができ、継続した欠席は減っていった。その後も定期的なカウンセリングを確立したことで、小さな目標を共有し、繰り返しクリアしていくことを継続した。その結果、徐々に、物事を前向きに考えられるようになっていった。

【事例2】いじめ解消のための活用事例(②)

- ・学級担任がAの手首に何度も切りつけたような傷跡があることに気付いた。学級担任はAが一人で行動する場面をしばしば見るようになっていたこともあり、Aと面談し事情を聞いた。しかし、Aは困っていることはないと言い、何も相談しなかった。
- ・Aが本心をつかさないことや自傷行為と思われる傷跡があることから、スクールカウンセラーを加えて生徒指導委員会で対策等について話し合いをもった。
- ・スクールカウンセラーは、Aとのカウンセリングの中で、仲が良かったB、Cとの関係が上手くいっていないことや、嫌なことから逃れたくて気が付いたら自傷行為を行っていたことを聞いた。
- ・学級担任がB、Cと面談し、BとCからの嫌がらせの事実確認ができたところで、生徒指導委員会にスクールカウンセラーも参加し具体的な対応について話し合った。生徒指導委員会で情報の共有化を行い、共通理解を図りながら対応した。
- ・BとCには、スクールカウンセラーのアドバイスを基に学級担任からAの心情を伝え、Aに対して

- 謝罪する気持ちをもたせるとともに、いじめはどんな理由があっても許されないことを理解させた。
- ・スクールカウンセラーが中心となり A の心のケアを行いながら、保護者のサポートもすることで、A の学校での心身の状態も安定するようになった。
 - ・スクールカウンセラーが廊下等で B や C にも声掛けすることで、B と C の表情も和らぎ、A との関係も自然になった。

【事例 3】児童生徒への教育プログラムに係る活用事例 (15, 16)

(小学校) ストレスマネジメントについての校内研修を実施し、児童のストレスの症状と対処の仕方について、事例を交えて、適切なアドバイスを受けることができ、心身の悩みを抱える児童の対応の仕方に生かすことができた。

(中学校) 生徒のストレス耐性を上げるために、ストレスとストレスラーについて、出来事の認知の仕方の重要性、コミュニケーションの難しさの体験、アサーション、ストレスコーピング、リラクゼーション法について演習形式で教育プログラムを実施した。ストレスマネジメントなどの教育プログラムは予防的効果もあり有効であった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの有効活用が図られたこと
 - ・子どもや保護者との日常的な相談やカウンセリング
 - ・子どもの対応等について、教員との日常的な情報交流
 - ・学級訪問や授業参観、学校行事への参加を通じた、児童生徒理解
 - ・校内研修会での講義や PTA を対象とした講演会
- ・教員のカウンセリングについての理解が深まり、一人一人の子どものとらえ方が幅広く豊かになったこと
- ・児童生徒や保護者については、相談を受けようという意識が高まったこと
- ・相談を受けることで、不登校傾向の児童生徒が学級に入れるようになったこと

(2) 今後の課題

- ・複雑化・多様化する子どもの悩みや問題等に対して、専門性をもった者が子どもの実情に応じた相談を行うことが有効であることから、今後、SC の有効活用や資質向上をいかに図るか、また、有資格者の人材確保、相談時間数の拡充が当面の課題である。
- ・暴力行為やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の低年齢化やこのような問題行動を長期化・深刻化させないために、早期からの対応が必要であるため、小学校における相談時間数を拡充することが喫緊の課題であり、早急に体制を整備する必要がある。現在、小学校においてはほぼ月 1 回 5 時間程度の配置時間となっており、不安や悩みを抱えた際に、相談したい時に相談できない状況である。また、児童や保護者がスクールカウンセラーと顔を合わせる機会も限定され、児童や保護者との信頼関係に基づく相談が実施困難である。
- ・教員や保護者が早期に専門的な相談ができる相談体制を充実させる必要性がある一方で、相談の質を向上させるために必要な情報共有の時間の十分な確保に課題がある。
- ・自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムへの取組を充実する。

仙台市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為など内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識・経験を有する人材（臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童・生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

（2）配置・採用計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先にしている。被災した児童生徒の心のケアを行うために、児童生徒の心のケア、教職員・保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復の支援をねらいとしている。

また、特に当市の不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校入学後の不適応による「中1ギャップ」対策として、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。さらには同一中学校区内の小学校の児童及びその保護者を対象とする教育相談も受け入れるよう配慮している。

小学校への配置においては、近年学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し配置日数を工夫している。

採用に関しては、県の臨床心理士会の協力を得ながら、スクールカウンセラーの人材確保を図っている。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校数について

小学校	87校
中学校	64校
高等学校	5校
中等教育学校	1校
特別支援学校	1校

※資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 41人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態

単独校	14中学校	(週1日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週2日・1回7時間)
	4小学校	(週1日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週0.5日・1回7時間)

	1 中等教育学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	1 高等学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	1 特別支援学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
拠点校	4 中学校	(週 2 日・1 回 7 時間, 週 1 日・1 回 7 時間, 週 0.5 日・1 回 7 時間)
	10 小学校	(週 1 日・1 回 7 時間, 週 0.5 日・1 回 7 時間)
対象校	46 中学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	73 小学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	4 高等学校	(週 1 日・1 回 7 時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラーと担当者, スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数(頻度)

スクールカウンセラー連絡協議会(年2回), スクールカウンセラー全体研修会(年2回)

新規採用スクールカウンセラー研修(年2回), スクールカウンセラー機関研修(年1回)

スクールカウンセラーグループ研修(年5回), スクールカウンセラー調査研究委員会(年4回)

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け, 資質向上を図る内容。
- スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに, 基礎的な知見を養う内容。
- 専門の相談機関についての理解を深めるとともに, 相談機関との連携の在り方について学ぶ内容。
- 学校の教育相談体制の充実に向け, 取組の現状と課題について調査研究を行う内容。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 学校教育相談体制の充実に向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーと担当者が果たすべき役割について理解を深める内容。
- 発達障害の特性を持つ児童生徒に対する理解と適切な支援の在り方に関する内容。
- 自死予防教育と心のケア緊急支援の在り方についてのグループワーク。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

資格の有無, 実務経験などにより, 市教委がSCAの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

○活用方法

- ・スクールカウンセラーからの申請に基づき, 困難ケースの対応について, スクールカウンセラーに助言及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け, 緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーへの連絡調整及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け, 研修会におけるスクールカウンセラーへの助言及び支援を行う。
- ・学校からの依頼を受け, 東日本大震災に係る「心のケア支援チーム」の一員として訪問指導を行う。

(6) 課題

スクールカウンセラーに準ずる者の割合が年々増えてきており, 臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーの数が十分とは言えない。そのため, 事例を通じた適切なスーパーバイズを受けることが困難な状況にある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校問題解決のための活用事例（①⑨⑫）

本ケースは、発達障害の特性のある児童の事例であり、小学校低学年から行き渋りが見られたものである。保護者は早い段階から医療機関に相談していたが、学校との連携が上手く進まない状況が続いていた。

そうした中、学校から教育委員会にスクールソーシャルワーカー活用の依頼があり、学校と保護者と医療機関を繋げていく試みがスタートした。

担任とスクールソーシャルワーカーが地道に家庭訪問を実施しながら、主に保護者の焦燥感を受容し支援する役割を果たした。家庭訪問での様子をスクールカウンセラーに伝え、本人と保護者の見立てを行い、随時家庭訪問の在り方を検討しながら徐々に信頼関係を構築していった。また、保護者に学校に来てもらい、スクールカウンセラーと養護教諭が、別室対応等のスモールステップの環境について説明し、本児の受け入れ体制を整えた。さらに、スクールソーシャルワーカーが保護者の同意を得て、医療機関との連携を進め、スクールカウンセラーと医療機関が定期的に情報交換を行うことが可能となった。進級を機に学級編成等の諸配慮を行い、現在、週1～2日の登校ができるようになっている。

本事例以降、本校では上記の「チーム学校」としての体制をいかし、他のケースにも応用している。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑬）

当市では不登校の出現率が全国と比較して高い数値となっており、その対策が喫緊の課題となっている。そこで校種間の円滑な接続に向け、同じ中学校区の教職員が、互いの授業を見学するなどの交流を通して、9年間で育む子ども像の共有を図っている。

こうした小中連携の取組の一環として、中学校区で同一のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の発達段階に応じた「集団に対する心理教育」を実施した事例がある。また、中学校区を単位とした健全育成委員会では、いじめ防止に向けたスクールカウンセラーによる講話を実施した。小中学校における、いじめの認識と対応についての教職員の温度差をなくすとともに、保護者等への啓発に努めた。学校と保護者、地域での顔の見える関係づくりは重要であり、その懸け橋としてスクールカウンセラーを活用した事例である。

【事例3】東日本大震災に係る健康調査の実施のための活用事例（⑭）

震災後、当市では被災支援対象校の全児童生徒を対象に、トラウマ反応等の心身の健康状態を調査している。調査当日、各学級において適切なストレスマネジメントが行われるよう、スクールカウンセラーの勤務日に合わせて調査を実施している。

調査結果に基づき、各校に配置しているスクールカウンセラーが、心配される児童生徒を見立て、教職員に支援方法等を助言している。また、スクールカウンセラーは保護者からの相談や関係機関との連携を適宜行っている。

支援対象校以外にも、市内には沿岸部からの多数の転入児童生徒がおり、スクールカウンセラーが地域社会で孤立傾向にある保護者との相談を担う役割も果たしている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市におけるスクールカウンセラーの導入については、平成7年度に始まり、平成13年度にはすべての中学校への配置となった。その後、平成20年度からは、段階的に小学校への配置を進め、現在は震災復興の補助を受け、市内すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置（派遣含む）している。

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや非行など、様々な課題に直面しており、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は急速に大きくなっている。さらに、本市において策定した「仙台市いじめ防止基本方針」の中で、学校組織へのスクールカウンセラーの位置付けを明記したことにより、スクールカウンセラーの重要性は一層高まっている。

そのため、ここ数年の相談件数は毎年1万5千件前後と高い数値となっている。相談業務以外にも心理教育等を実施しており、その件数は5万件弱となっている。対応人数で見ると、児童生徒が年間約3万人、教職員が約3万人、保護者が約6千人となっている。相談種別としては、不登校・いじめに関するものが増加している。

震災以後の本市の状況であるが、現在も本市以外の被災地からの転入生が、依然として約1,000名にのぼっている。平成27年度から復興公営住宅への入居も本格的に開始されるなど、児童生徒を取り巻く生活環境の変化に伴う、日常ストレスの高まりも危惧されるところである。

そうした中、スクールカウンセラーの活動は、児童生徒や保護者の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや教育プログラムの実施に当たっての支援など多岐に渡るとともに、学校の教育相談体制にも定着しつつある。

(2) 今後の課題

当市ではスクールカウンセラーの需要が高いにもかかわらず、その応募者が少なく、各学校の配置日数が十分とは言えない状況にある。そのため、平成28年度は4地域で中学校区を単位とした「拠点校ブロック方式」を試行的に実施し、スクールカウンセラーの配置形態の見直しを図っているところである。

児童生徒のより良い学びのためには、中学校区ごとに9年間を見通して、子どもたちの育ちをケアしていくことは大変重要なことであり、市教委が推進している小中連携の強化を本事業でも図っていくことで、いわゆる中1ギャップの解消につながるものと期待しているところである。

今年度は「拠点校ブロック方式」の実践とその検証を通して成果と課題を洗い出し、スクールカウンセラーの配置形態等、継続的で持続可能な本事業の展開について検討するという考え方に立ち、調査研究を進めている。

さいたま市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ等の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各校の教育相談部会の実施曜日とスクールカウンセラーの勤務曜日を合わせることで、スクールカウンセラーが出勤する日に部会に出席できるようにしている。
- ・小学校勤務のスクールカウンセラーについて、配置校と派遣校の組み合わせを、可能な限り同じ中学校学区内にすることで、中学校との連携の取りやすさにつながっている。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置校数について

小学校	103校
中学校	57校
高等学校	4校
特別支援学校	2校

※資格の記入について

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者④スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

①臨床心理士	69人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人
④ガイダンスカウンセラー	11人

※勤務形態について

単独校	57中学校	(週1日・1回6時間)
	1特別支援学校	(週1日・1回6時間)
配置校	52小学校	(月2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回6時間)
派遣校	51小学校	(月2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 さいたま市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度） 年3回

※第1回 スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員と合同

第2回 スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員と合同

第3回 スクールカウンセラーのみ

(3) 研修内容

- ・さいたま市の教育相談体制について
- ・さいたま市のスクールカウンセラーの業務、事務について
- ・不登校の解消に向けた不登校児童生徒への支援（児童生徒の心のサポート 手引き による対応の確認）
- ・スクールソーシャルワーカーの役割と実践例
- ・地域ごと、学校規模ごとの教育相談の現状と課題解決に向けて（協議）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの役割と実践例の研修は、スクールソーシャルワーカーの配置が始まり、スクールソーシャルワーカーの役割や事例に基づく役割分担等を共有できたことで、スクールカウンセラーにとっても、連携のポイントが具体的にイメージすることができた。
- ・分科会において、そのグループ分けを、第1回の研修では地域ごとにしたことで、地域で抱える課題について、理解を深め、対応について具体的な協議ができた。第2回の研修では学校規模ごとにしたことで、学校規模によって生じる共通の課題（部会の在り方・担任への伝達と共有方法、教育相談主任との連携の仕方、さわやか相談員との連携の仕方等）を共有し、解決に向けた協議ができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

<配置等>

市内6か所の教育相談室1名ずつ配置（月曜日から金曜日まで1名ずつ。金曜日は2名）。

1日7時間勤務。年間40回。

〔業務内容〕

- ①さいたま市スクールカウンセラーに対する指導・助言に関すること。
（新規のスクールカウンセラーについては、スーパーバイザーの年2回の訪問を実施）
- ②緊急事案等における学校の教育相談体制への指導・助言に関すること。
- ③緊急事案等における保護者への指導・助言に関すること。
- ④緊急事案等における児童生徒へのカウンセリングに関すること。
- ⑤緊急事案等に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- ⑥教育相談室における相談に関すること。

(6) 課題

- ・各学校のスクールカウンセラーに、指導・助言をするための活動状況を早期に把握し、必要に応じたスクールカウンセラーへの支援を強化すること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の保健・健康のための活用事例（⑩）

中学生女子生徒の事例。当初の問題は「不安が強く、給食を食べない」というものであった。校内の教育相談部会で、スクールカウンセラーは、担任に対し、生徒が少しでも安心できるよう、担任を中心として生徒の頑張り等を励ますなどの声掛けをするよう助言すると同時に、危機時には、スクールカウンセラーが、生徒に会って支援を行うことを提案していた。

しばらくすると、生徒が、担任と行っている連絡帳に暴言を記載するようになった。リストカットをしていることも発覚した。スクールカウンセラーは、生徒と母との面接を実施し、自傷行為の程度や精神症状の有無などを聴取し、精神科クリニックへの受診につなげた。受診後も、精神科クリニックの生徒の主治医に連絡をとり、情報交換を行い、今後の緊急時の対応について連携をとっていく体制を整えた。また、校内では、校長の指導のもと、状況に応じて生徒が保健室を利用できるよう、教育相談部会で提案し、利用に向けて、スクールカウンセラーが養護教諭と情報を共有した。その後、生徒は、保健室を利用するようになったことで、自分の困りごとを話せるようになり、精神的な不安定さは落ち着いていった。

【事例2】性的な被害についての活用事例

高校生女子生徒の事例。女子生徒は過去に性的な被害を受け、高校年代になり心身の不調が顕著になった。当初は学級担任が中心となって本事例への対応を行っていたが、その後徐々に緊急性が高まり、スクールカウンセラーによるスーパーバイズやコンサルテーションを受けながら、外部の支援機関（教育相談室、医療機関）へと繋いでいった。スクールカウンセラーは毎週のように校内ケース会議に出席し、担任、学年主任、養護教諭、管理職へのコンサルテーションを行うとともに、教職員に対しては精神的な支柱となり、外部機関との連携では、意見の調整役を果たした。また、流れの中で、女子生徒の母親に対し、関わり方の助言をしたり、医療機関受診に戸惑う気持ちを支えたりした。スクールカウンセラーの仲介があって、本事例は無事に外部の専門機関につながる事ができ、無事に治療的な支援を継続している。現在は、予後は厳しいものがあるが、今はこの支援体制を続けていくことが大切であると、各機関が共通認識を持って支援にあたっている。

【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑪）

「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施

児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることを目標に、小学校5年生～中学校3年生まで、市内の全小中学校で実施し、年間指導計画に位置付けて実施。この授業のゲストティーチャーとして、スクールカウンセラー、養護教諭、さわやか相談員が講師を務める。

	学年	副題	主な学習内容
小学校	5年生	悩みと上手につき合おう	自分が悩んだときの相談の仕方
	6年生	友達のよい相談相手になろう	友達からの相談ののり方
中学校	1年生	ストレスを上手に発散しよう	ストレスの発散の仕方
	2年生	心だって風邪をひく	自分や友達の深い悩みの対処の仕方や「生きていても仕方がない」という気持ちにどう対処するか
	3年生	自分の将来に自信をもって	進路の悩みの対処の仕方

成果：日常生活において、これらのスキルを児童生徒が実際に活かす場面が多く見られている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜相談件数＞

相談延べ件数	平成26年度	平成27年度	平成28年度	27年度と28年度の比較
小学校（103校）	12841件	22212件	20962件	-1250件
学校ごとの勤務回数	月1回	月1回～2回	月2回	
中学校（57校）	48550件	48543件	58704件	+10161件
学校ごとの勤務回数	週1回	週1回	週1回	
高等学校（4校）	355件	537件	1015件	+478件
学校ごとの勤務回数	月2回	月2回	月2回	
特別支援学校（2校）	27件	142件	746件	+604件
学校ごとの勤務回数	月2回	月2回	週1回	
合計	61773件	71434件	81427件	+9993件

○特別支援学校におけるスクールカウンセラー配置拡充（1校に1人ずつ）による相談件数が増加した。

○校内教育相談部会への参加により、児童生徒に関する情報、支援方法が共有でき、迅速な対応につながった。（活動状況報告書の成果から）

※統計の実施方法

- ・対象 市立小・中・高等・特別支援学校
- ・回数 年3回（学期ごと）
- ・様式 「活動状況報告」にスクールカウンセラーが記入し、学校ごとに提出

(2) 今後の課題

- ・教員や他の専門職との連携体制の強化
- ・質の高い人材の確保

千葉市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、不登校を初めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をする。

（2）配置・採用計画上の工夫

◆中学校

全校配置

◆小学校

・各行政区（6区）に1校を拠点校とし、それぞれに1名を配置。

各拠点校に配置されたSCが2校の巡回校を担当している。

・小中連携推進研究指定校等2校

※上記の配置校以外の小学校は、学区中学校配置のスクールカウンセラーが対応する。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態

◆配置校数

小学校 20校

中学校 55校

◆資格について

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 36人

②精神科医 0人

③大学教授等 1人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

◆勤務形態について

○単独校 55中学校 （週2日・1回4時間） （週1日・1回8時間）

○巡回方式小学校 拠点校6小学校+巡回校12小学校 （週1日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

1回目（4月） 2回目（9月）…スクールカウンセラー、配置校教頭
3回目（1月） …スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年間3回

(3) 研修内容

活用計画の説明、運営上の諸課題と方策（講演・演習）

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研究（架空事例についての検討・シェアリング・スーパーバイザーの助言）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置…有

○活用方法……各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言

学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

(6) 課題

○スクールカウンセラーの配置拡充をすすめるにあたり、スクールカウンセラー等の資質・向上を図る必要がある。スーパーバイザーが初任スクールカウンセラーの研修も実施しているが、より一層充実させていく。

○市全体の研修会だけでなく、地区担当のスーパーバイザーを活用し、区ごとや中学校別などの小規模での研修の実施についても模索していく必要がある。

○各学校において一層の教育相談体制の充実を図るために、スクールカウンセラーの活用と共にスクールソーシャルワーカーや他機関との連携についてなど、学校の教職員の理解促進のための研修を充実させる必要性を感じる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①②⑩⑪）

Aは中2の秋頃から自分の容姿にコンプレックスを感じ、また特定の友達にからかわれているのではないかという思いから登校しぶりなどの不応症症状が出てきた。保護者はいじめを疑い担任、スクールカウンセラーに相談に来た。担任は、事実確認を行ったが、いじめは認知できなかった。スクールカウンセラーはAと面談を継続し、担任、教育相談担当教諭、特別支援コーディネーター教諭など関係者会議を持ち、校内で安心できる環境作り（座席の位置、集会時の配慮、考査の際の別室受験など）、クラス内での情報収集、学年内での情報共有、友人関係を広げるための助言、病院受診紹介、A自身のカウンセリングなどの対応を実施した。半年ほどしてAが現実を直視できる本来の力を少しずつ取り戻し、学校生活が送れるようになった。進路担当から受験の際に特別配慮の申請ができることを紹介してもらい、安心して受験期を過ごし、志望校に入学することができた。

【事例2】性的な被害のための活用事例

Aは中学2年生女子。小学校6年の時の下校途中に、顔見知りの中学生から胸や性器をさわられるなどの性被害にあっていたが、誰にも相談できずにいた。中学校に入学し、制服を着た男子生徒を見ると不安定になったり、登校途中に被害にあった場所を通ることができなくなったりするなどの身体症状が出始め、保健室に来室し、養護教諭に相談したことで性被害にあっていたことが発覚した。

養護教諭は母親を呼び、スクールカウンセラーの面談をすすめた。その後、スクールカウンセラーは心理職の立場で教職員と今後の対応について話し合いをもった。また、保護者に対しても心のケアを行い、専門の相談機関・医療機関の紹介をし、その橋渡しを行った。

本人と保護者が外部機関に繋がってからも、学校と相談機関・医療機関の橋渡しを続けることで、学校や医師からの依頼により必要時にはケース会議を開いた。

【事例3】校内研修ための活用事例（⑮）

教職員メンタルヘルス巡回訪問

学区域の小学校教職員を対象にメンタルヘルスについての講話を実施した。参加者は、実施校教職員、そして、教育職員課、教職員組合代表、スクールカウンセラーであった。スクールカウンセラーからは、「ストレスマネジメント」と題し、メンタルヘルス一次予防について40分程度話をした。具体的な対処法として、ルーティンの確保、呼吸法、簡易リラックスマETHOD等を挙げた。多忙な教職員が比較的簡単にできる方法を提案したことで、早速やってみようという反応があった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

◆相談件数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校相談件数総数(件)	422	479	1567	1843	3299	3394
中学校相談件数総数(件)	19915	21083	17853	18440	20133	19857

◆学校現場（教職員）の声

- 複雑で解決しにくい悩みを抱えた児童生徒が増えている。担任や養護教諭が、解決方法を見いだせないときに、解決の方法を示してくれる。
- 学級での居場所を失いかけていた児童生徒が、スクールカウンセラーに相談することで、自信を取り戻し、不登校にならずに学級に戻ることができた。
- 保護者の抱える不安への心のケアはもちろん、思春期を迎えた子供に適切な対応の仕方を助言し、家庭で支えられるように導いている。
- 生徒指導部会や「いじめ防止対策委員会」に出席をし、個々の問題に適切な助言をもらい、その後の指導に生かすことができた。
- PTA主催の研修会で、「思春期における心理」について講演してもらった。

（２）今後の課題

- 現在千葉市では、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、成果をあげている。今後は、全小学校における定期的な配置をめざし、生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、早期解決につなげていきたい。また、中学校においては勤務時間を増やして欲しいという要望が多い。児童生徒・保護者・教職員への支援の必要性は高まる一方であるため、スクールカウンセラーのより効果的な配置を検討していきたい。
- スクールカウンセラーの資質や経験に違いがあるため、その資質の向上を図る研修等を充実させる必要がある。

横浜市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校に対して、未然防止、早期発見、早期解決を目的とし児童生徒や保護者、そして教職員との相談活動を通じて、組織的なチーム支援を円滑に進めるために「心の専門家」である臨床心理士を市立学校に配置する。

（2）配置・採用計画上の工夫

横浜市では、小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できる、本市独自の制度である。「小中一貫型カウンセラー配置」を推進し義務教育9年間を見通した相談体制を構築している。平成29年度から「小中一貫型カウンセラー配置」を全中学校141ブロックへ配置した。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置校数について

小学校	341校
中学校	146校
義務教育学校	1校
高等学校	9校
教育支援センター（適応指導教室）	2箇所

資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士
- ②精神科医
- ③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

（配置人数）

- ①臨床心理士 120人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

(配置人数)

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

(配置形態について)

- 146 中学校 (週1日・1回7.5時間)
- 341 小学校 (週1日・1回4時間程度)
- 9 高等学校 (週1日・1回4時間～7.5時間程度)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全カウンセラーを対象とする

(2) 研修回数(頻度)

嘱託員(学校カウンセラー)は年間10回程度実施

非常勤(スクールカウンセラー)は年間5回ほど実施

(3) 研修内容

- ・専門性を高める研修(精神医学、発達障害、アセスメント等)
- ・横浜市の施策、事業に関する研修
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修(いじめ、希死念慮、関係機関連携、事例検討)

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招いての研修(ケースの見立て、緊急支援等、事例検討)は専門性を見直すとともに専門性を高めることにもつながる。
- ・関係機関連携の研修(児童相談所、青少年相談センター、小児療育センター)は、カウンセラーとしての適切な関わり方、連携の方法を確認する機会となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり (大学教授等有識者に依頼している)

○活用方法

(教職員への指導、助言)

学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適應等様々な問題解決に向けて教職員に対し具体的な指導、助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

(児童生徒をめぐる事件や事故の事後対応への指導、助言)

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者、教職員等の精神的な不安や悩みへの対応、学校、学級としての対応に関して、初期対応や中長期的展望、機能回復の視点に立った対応の仕方等の専門的な指導、助言を行う。

(6) 課題

カウンセラーの専門性向上を図るために、実態や現状に応じた専門性のあり方を検討していくこと
各学校のニーズに合わせた相談体制づくり
産休等での代替えカウンセラーの不足、産休制度の見直し等

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小学校3年生の不登校（ひきこもり）状態解消のための活用事例（①）

小2の冬から登校しぶりが始まり小3から全く登校できなくなった。学校（担任）も本人に会えず、スクールカウンセラーが母親と定期的な面接を繰り返すことがきっかけとなり、スクールカウンセラーが家庭訪問する中で本人と会い面接できるようになる。定期的な家庭訪問を継続する中で、機関連携の一つとして、教育支援センターと連携し、ハートフルフレンド訪問につながることができた。のちに学校（担任）の家庭訪問でも会えるようになった。

【事例2】「小中一貫型カウンセラー配置」を活用した事例（⑬）

一般学級に在籍をする小学6年男子は、自分の思い通りにならないことがあると教室から飛び出したり、大声で泣いたり等、気持ちの切り替えが難しい児童であった。

本児が中学年の頃から当該校カウンセラーが関わり、保護者面談を行っていた。カウンセラーの勧めで保護者の了解を得て、情緒障害通級指導教室の担当者に授業参観を通して実態把握を行ってもらい、その都度、参観後、校長を含む関係の教員でケース会議を行っていた。

カウンセラーは保護者との面談の中で、ケース会議での具体的な支援策等を共有し、本児の実態に対する保護者の理解を深めていくことができた。

中学校進学を前に、特別支援教育総合相談センターでの教育相談を受け、中学校は本人の希望もあり、個別支援級に入級し、本人の自己肯定感を高める支援に重点をおいた支援を行っていくことになった。

「小中一貫型カウンセラー配置」により、小学校在籍時の状況を把握している同じカウンセラーが中学校でも関わっているため、本人と保護者の安心感につながっている。

【事例3】緊急心理支援（当番制度）のための活用事例（⑭）

放課後、子ども同士遊んでいた場面において交通事故を目撃してしまったケースで、学校の正常化（機能回復）と心理的な支援、二次被害の防止を目的として、緊急支援の当番制を活用し発生初期（発生から3日間）に勤務校以外の学校に入校し児童のカウンセリング、その保護者へのカウンセリング、教職員向けの心理教育等の支援を行った。

急性ストレス反応の解消、PTSDの予防、精神的安定、児童生徒・保護者との信頼関係の深まり等の効果があった。

当該校のカウンセラーはその内容を引継ぎ、中長期的な支援に繋げた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○きめ細かな児童生徒支援の実施

平成28年度の不登校に関する相談件数は30,232件で、前年度比で2,239件の増加となっている。

【参考】不登校に関する相談件数

27年度	28年度
27,993件	30,232件

「小中一貫型カウンセラー配置」の効果について

小学校で相談したカウンセラーが進学先の中学校でも引き続き相談する一貫型カウンセラーを配置することで進学後も継続して相談することができ、子どもや保護者の安心感や信頼感に繋がっている。また、小学校、中学校が同じカウンセラーからの情報を共有することで連携の推進も図ることができる。

(2) 今後の課題

不登校だけでなく、いじめや虐待、発達障害等、多岐にわたる課題に対応できる専門性や各学校の実態、ニーズに柔軟に対応できるカウンセラーの育成と配置が求められる。

教職員だけでなく、関係機関との連携がスムーズに図れるような相談体制の充実を図る。

川崎市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、該当校におけるカウンセリング等の調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校については、全52校に1回7時間、年間280時間配置し、およそ週に1回程度の配置を行っている。高等学校については、全日制、定時制のすべての生徒が利用できるような勤務時間の工夫を行っている。小学校については、保護者の要請に応じて、総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを派遣している。平成28年度からは、特別支援学校も要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣することとした。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校数について

小学校	50校
中学校	52校
高等学校	5校
特別支援学校	1校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士 36人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象にした相談業務に1年以上従事した経験を有する者 7人

※主な勤務形態について

単独校	52中学校	(1回7時間 年間40日)
巡回校	5高等学校	(1回6時間 年間40日計画派遣) (1教育事務所に配置)
	113小学校	(要請に応じて派遣) (1教育事務所に配置)
	4特別支援学校	(要請に応じて派遣) (1教育事務所に配置)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

(2) 研修回数（頻度）

年間4回

(3) 研修内容

① 専門家を招いての講演（年間2回）

- ・ ネット依存の最新事情と対応（講師：ネット依存外来を担当する臨床心理士）
- ・ 児童心理治療施設の体験から（講師：児童心理治療施設所長）

② 他機関等との情報交換（年間2回）

- ・ 児童相談所、教育相談センター、精神保健福祉センター、フリースクール等、スクールソーシャルワーカー等が参加し、情報共有とともに、小グループで情報交換。

③ 校内連携についての情報交換（年間1回）

- ・ 生徒指導担当

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 生徒指導担当との合同研修会では、複数校で各校の連携の様子について情報交換できたので、その後の具体的な活動につなげるきっかけとなった。
- ・ 他機関との情報交換については、全体だけでなく、小グループに分かれて情報交換を行っていることで密な情報交換ができています。特にスクールソーシャルワーカーとの合同研修を年間2回実施しており、顔の見える関係になってきている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有

○活用方法

- ・ スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・ 緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整
- ・ 研修講師（適応指導教室相談員向け、児童支援コーディネーター向け）
- ・ 不登校対策研修会で、事例検討の講師
- ・ スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務等

(6) 課題

スクールカウンセラーが教職員と十分な連携を取る中で、各学校の実情や課題を把握し、校内の教育相談体制を整えられるような研修を行っていく。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①）

中学校3年生で欠席が続いていた男子生徒Aさんは、自分の気持ちを伝えることが苦手で、友達とのコミュニケーションを取ることが難しく、教室内でたびたびトラブルが起きていたこともあり、学校から足が遠のいていた。母親は子供の気持ちに寄り添った対応が苦手であり、親子間で意思疎通を取ることが難しい状態であった。

その頃、生徒の通う中学校は、校内の不登校の生徒のために、別室で学習できる環境を整えようと動いており、その際、安定した状況で運営ができるようスクールカウンセラーに、環境面や運営面で教職員と一緒にシステムづくりに関わってもらい、生徒が安心して通えるような環境の整った別室登校のシステムが構築された。

Aさん親子はもともとスクールカウンセラーに相談しており、母親はスクールカウンセラーと相談する中で、子供とのかかわりを振り返ったり、アドバイスを受けたりする中で、気持ちが安定し、

子供の気持ちに寄り添ったかかわりができるようになり、親子の疎通も徐々に良くなっていった。Aさんは別室を利用することとなった。Aさんが安心して通えるよう、教職員とスクールカウンセラーが連携を進めながら登校を支援した結果、1日2時間ではあったが、安定した登校ができるようになり、希望の進路に進むことができた。

【事例2】心身の健康のための活用事例（⑩）

小学校6年生から引きこもりが続いていた中学1年の女子生徒Bさんの母親は、中学校入学後、スクールカウンセラーとの相談を続けていた。中1の秋ごろ、Bさんの感情の起伏が極端になり、時には死を連想するような絵を描くなど、家庭内での様子がおかしいこと等が母親から担任に語られた。担任はスクールカウンセラーや学年職員、養護教諭等とケース会議を行いその後の対応を検討した。その結果、スクールカウンセラーに母親からもう少し必要な情報を聞き、場合によっては、病院での受診を勧めることとなった。

スクールカウンセラーによる母親からの聞き取りの結果、病院を勧めることとなったが、母親はなかなか受け入れることができずにいた。しかしスクールカウンセラーと担任が、母親の気持ちを大切にに関わることを共有しながらかかわることで、受診につながり、入院して療養することとなった。

退院が決まった時には、関係する教職員とスクールカウンセラーが学校での受け入れについて協議し、共通理解をもって迎えることとなった。担任や学年職員は、Bさんとの個別対応を丁寧に行うことで、週に1回の放課後の登校ができ、母親はスクールカウンセラーとの相談を続け、情報共有しながら親子の支援を継続した。

【事例3】子どもとのかかわりについて教職員が学ぶための活用事例（⑮）

研修のテーマ : 事例検討

研修の対象 : 中学校教員

研修時間 : 1時間15分

研修の内容 : 事例検討の方法についてスクールカウンセラーが説明し、ファシリテーター、記録、メンバーのグループを編成。メモは取らず、ホワイトボードにすべてを記録する方法で行った。それ以外の事例提供者は、事例を出した目的、何を得たいのかを簡単に述べ、参加者は事例の状況を理解するために質問し、提供者は質問に答えた。ファシリテーターは、事例提供者と事例をめぐる状況について共有事実や状況を整理し、その後、補足質問をしながら、今後の対応について探っていった。

今回の事例検討は、解決を目的とするのではなく、事例提供者に新しい視点が開け、明日からまた新たに取り組んでいこうという意欲が湧いてくることであった。

研修の効果 : この方法は、事前の準備がほとんどいらず、教職員の負担が少なく行えることが利点であった。事例提供者は、質問に答えていくうちに、対象生徒の背景に思いを馳せ、生徒に対する気持ちが変化し、違ったアプローチをしてみたいという気持ちを持って終わることができた。参加者は、情報が視覚化されることで全体の構図がはっきりするとともに、全員で情報が共有され検討されるので一体感が生まれ、事例提供者を支援しようという方向に向かっていくことの心地よさが感想として出された。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒、保護者への相談体制を整え、教職員や他機関との連携もスムーズに行われることで、より適切な支援につながっている。

①中学校

スクールカウンセラーによる生徒向け授業、教職員向け研修、初任者研修、保護者向け研修、地域向け研修、相談室保護者の会開催、校内の各種会議等への参加、悉皆面接等、問題行動の未然防止に向けて、相談以外の活動が増えており、校内の教育相談体制の構築にスクールカウンセラーが活用されている。

②高等学校

年々相談が増えており、学校巡回カウンセラーと教職員とが連携を密に行いながら、生徒の支援を行っている。

◇学校巡回カウンセラーによる年間相談延べ人数の比較（高等学校）

	平成24年度	平成28年度	
生徒	392人	531人	(1.36倍増)
教職員	225人	608人	(2.70倍増)

③小学校

要請に応じた派遣は年々増えており、心理の専門家であるスクールカウンセラーへの相談のニーズが高まっている。

◇学校巡回カウンセラーによる年間相談延べ人数の推移（小学校）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童	65人	54人	80人	23人	41人
保護者	179人	242人	187人	249人	305人
教職員	124人	288人	260人	318人	330人
合計	368人	584人	527人	590人	676人

◇小・中・高等学校・特別支援学校での相談延べ人数（平成28年度） 19,208人

(2) 今後の課題

- ・中学校・高等学校より配置日数・時間数増加の要望が多くの学校から出ているため、配置の拡充をすすめる必要がある。
- ・スクールカウンセラーの効果的な活用について、ガイドライン等を使って、各学校やスクールカウンセラーへの周知を進めていく必要がある。

相模原市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小・中学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の当面する課題の解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校には週1回、（一部の小規模校には隔週）中学校には週1回～2回（一部の小規模校には隔週）学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて配置している。その際、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラーを置き、小・中連携型配置を基本としている。

また、市内の9箇所相談指導教室に相談指導教室付きのカウンセラーを配置した。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置

小学校：72校

中学校：37校

相談指導教室（適応指導教室）：9箇所

資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 53人

②精神科医 0人

③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態

単独校 13中学校 週1回

20中学校 週2回

3中学校 隔週

63小学校 週1回

8小学校 隔週

全て1回7.5時間

1小学校：週1回午前のみ、1中学校：週1回午後のみ 1回4時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

青少年教育カウンセラー65名

(2) 研修回数(頻度)

- ①新任者研修 年度始めに2回
- ②臨床心理研修 年間4回
- ③精神医学研修 年間1回
- ④精神科医が加わるケースカンファレンス 年間4回

(3) 研修内容

①新任者研修

- 「青少年相談センター」の業務(全体)及び青少年教育カウンセラーの業務全般について
- 市内視察研修 (市内の相談室、相談指導教室等の視察)

②臨床心理研修会 筑波大学教授 大六一志先生

講義「つまづきの原因の理解と対応 ～WISC-IVと実践の橋渡し～」

大正大学教授 青木聡先生

お茶の水女子大学准教授 青木紀久代先生

} 2ケースの
事例検討を行った。

③精神医学研修会 北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座

(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生

講義「青少年教育カウンセラーから児童精神科医へのQ&A」

④精神科医が加わるケースカンファレンス

目的: 医学的治療の必要性について協議したい事例を提供し、精神科医師からの判断助言を受けることでより的確なケースの見立てやケース運びができるようになる。

講師: ○北里大学東病院副院長 宮岡 等 先生

○北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座

(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生

内容: 事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

○初任者研修 複雑多岐にわたる業務全般について、また市内の関係施設を視察することにより、相模原市全体の(地域ごとの特徴など)状況把握ができた。

○臨床心理研修会 大六一志先生

講義「つまづきの原因の理解と対応 ～WISC-IVと実践の橋渡し～」

WISCの検査において数値を伝えることが目的なのではなく、つまづきの原因を探り、その対応方法を伝えていくことが大切であることを改めて実感でき、今後の相談業務に生かすことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 設置なし

○活用方法

(6) 課題

相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置が必要であると考えている。

また、学校内でのカウンセラーの需要度も高くなり、活用がかなり多くなってきているものの、カウンセラーとしての業務以外の役割までできていることもあり、校内でのカウンセラーの役割を再度徹底していく必要があると考えている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】「不登校」のための活用事例（①、⑤、⑧、⑫）

中学校3年生 女子

家族構成 母、本人、妹、妹

中学2年の9月に他市から転校してきて、不登校になったケース。

両親が離婚。子ども3人を母親が引き取り、実家のある本市に転校してきた。はじめは登校していたが、級友たちから転校生ということで色々と話しかけてきてくれるのが嫌であったようで、登校を渋り始めた。はじめは体調不良を訴えていたが、病院で精神的なものであろうといわれた。そして、本人が「学校に行きたくない」と言ったおりに、母親が無理やり学校に連れて行ったことがあり、その翌日から学校に行けなくなった。そのことから、母親とカウンセラーとが繋がった。

母親との定期的な面接では本人の不登校になった背景の理解を進めていった。中学生になってから本人の周辺の環境が様々なところで変わったこと、本人の性格的なことなどが不登校の要因になっているであろうことを気付かれていった。そして本人との関わり方について、今までのことを振り返りながら考えるようになり、自分の考えの発想を広げられるようになった。

本人は学校との相談で、支援員や学年の先生と別室での個別学習をする時間を設定し、その時間にあわせてほぼ登校できていた。担任から教室へ入ることを何度か誘ったが、教室には入れなかった。そんな中で本人から適応指導教室への通室の希望が出てきたことから、本人とカウンセラーとが繋がった。はじめは声も小さく、自分の考えをなかなか表出できなかった。また、考え方も柔軟性がなく、1度そう思うと別の意見には耳を貸さないところがあった。中学2年の終わりごろから適応指導教室への通室も始まり、他者とのコミュニケーションをとることを意識し始めた。その後、通室とともにカウンセラーとの面接を継続的に進める中で、本人の考えに少し柔軟性がでてきたことや自分のことを客観的に見つめられるようにもなっていた。進路も決まり、気持ち的にもずいぶんと安定し、わずかではあるが教室にも入れる日が出てきた。

【事例2】「性的な被害」のための活用事例（⑤、⑧、⑪）

中学校3年生 女子

家族構成 祖父、祖母、父、本人

学校の先生からの紹介でつながったケース

中学校1年生の時から、保健室の養護教諭に「家族内が不仲で辛い」「学習が追いつかない」「友人関係もうまくいかない」という内容の相談をしていた。中学校3年生の4月になり、支援教育コーディネー

ターを通して、カウンセラーにつながった。はじめのうちは「自営業である家庭の手伝い」、「精神的に不安定の父による心配性から本人の外出もままならないこと」などへの不満を語っていた。また、家庭内での学習の時間もなく、学習しても成績につながらない辛さについても話しをしていた。カウンセラーとしては本人のそれらの気持ちを受容し、励ましていった。そんな中で、ある相談日の話の中で本人より当たり前のように、「父と一緒に風呂に入っている」との発言があり、幼少期から現在まで毎日一緒に入浴していて、身体も洗ってもらっていたという事実が発覚した。このときまで本人はこのことを普通のことと思っていた。カウンセラーから本人に性被害について話をするとともに、了承を得て管理職に報告した。学校から児童相談所に通告し、その日のうちに一時保護となった。数ヶ月後、一時保護が解除になり、自宅に本人が戻った。引き続きカウンセラーとの相談は継続し、常に性被害の状況を確認しながら進めていった。また、担任をはじめとした校内での見守り体制を手厚くした。そんな中で、本人は今回の件で「性的被害」ということと「自分の意見や思いを持ってもいい」という考えを持つことができたと振り返っている。その後、父からの性的な被害もなくなった。進路も無事決まり、卒業をしていった。

【事例3】校内研修のための活用事例 (15)

市内A小学校において、「教育相談・校内支援体制の充実とSCとの連携」というテーマで校内研修会を実施した。

参加者：管理職を含めた全教職員

子どもとの信頼関係の築き方（日常の姿の把握、子どもと話す、子どもの話を聞く、安心できる存在など）や、保護者との信頼関係（傾聴、誠意、人間関係を大事にする姿勢など）の築き方をそれぞれ提示し、その後小グループでの協議をした。そこから、参加した先生方で子どもや保護者に寄り添う気持ちを持つことが最後には信頼関係につながることを共有した。

さらに、校内での支援体制の大事さを確認し、そこに専門職であるカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた体制も組み、多方面からの視点で子ども一人ひとりを見立てていくことの重要性についても共通理解した。

実施の効果としては、小グループでの先生方の協議を取り入れたことにより、一人ひとりの先生が自分ごととして捉えるとともに、チームとして子どもたちを支援していくことの意識の向上が図れた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小学校出張相談】

平成28年度の延べ受理件数は28,582件で、前年度より2,459件(7.9%)減少。

相談対象別では、児童の相談件数が前年度に比べ2,211件、教職員からの相談も227件と、それぞれ減少。

これは平成28年度より相談時間を10:00～17:00に統一をしたことによるものと考えており、相談への需要が減少しているとは捉えてはおりません。

相談内容別では、平成28年度は「コンサルテーション他」が最も多くなり、4,844件。次は「発達に関する問題」についてで、その次以降も内容は前年度と同じ順となっており、教職員とカウンセラーが情報を共有し、具体的な支援方法について検討を進めていくことが重要であるということがわかります。

■延べ相談受理件数 単位：人 ()：女子 △：減少

相談対象	平成28年度	平成27年度	増減
児童	23,644(8,936)	25,855(9,271)	△2,211(△335)
教職員	4,876(3,463)	5,103(3,507)	△227(△44)
その他	62(46)	83(54)	△21(△8)
合計	28,582(12,445)	31,041(12,832)	△2,459(△387)

●主な相談内容別受理状況(延べ相談件数) 単位：人

相談内容	平成28年度		平成27年度	
	件数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	4,844	17.0	5,046	16.3
発達に関する問題	4,810	16.8	5,454	17.6
性格・行動上の問題	4,196	14.7	5,007	16.1
授業観察	4,112	14.4	4,926	15.9
ふれあい	3,444	12.0	3,644	11.7
登校しぶり	2,393	8.4	2,452	7.9
その他	4,783	16.7	4,512	14.5
合計	28,582	100.0	31,041	100.0

【中学校出張相談】

平成28年度の延べ相談受理件数は19,677件で、前年度より1,485件(7.0%)の減少。

相談対象別に見ると生徒の相談件数は、前年度に比べ1,444件、教職員からの相談件数も59件と、それぞれ減少。これは平成28年度より相談時間を10:00～17:00に統一をしたことによるものと考えており、相談への需要が減少しているとは捉えてはおりません。

相談内容別では、前年度同様「コンサルテーション他」が最も多く、その次以降の内容も前年度と同じ順となっており、教職員とカウンセラーが情報を共有し、それぞれの生徒の特性、課題に焦点をあてた相談を充実させていくことが必要となっている。

■延べ相談受案件数

単位：人（ ）：女子

相談対象	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
生 徒	15,403(8,215)	16,847(8,971)	△1,444(△765)
教職員	4,178(2,456)	4,237(2,504)	△59(△48)
その他	96(71)	78(55)	18(16)
合 計	19,677(10,742)	21,162(11,530)	△1,485(△788)

●主な相談内容別受理状況（延べ相談件数）

単位：人

相談内容	平成 28 年度		平成 27 年度	
	件 数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	4,218	21.4	4,255	20.1
不 登 校	3,913	19.9	4,211	19.9
登校しぶり	3,537	18.0	3,643	17.2
性格・行動上の問題	1,725	8.8	2,166	10.2
授業観察	1,922	9.8	2,121	10.0
発達に関する問題	1,420	7.2	1,473	7.0
ふれあい	908	4.6	1,095	5.2
そ の 他	2,034	10.3	2,198	10.4
合 計	19,677	100.0	21,162	100.0

【効果指標】在籍生徒 100 人当たりの不登校生徒数

S C の配置状況	効果検証 対象学 校数	効果指標推移				分析
		平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	
週 1 日、1 日 7.5 時間 配置の中学校	22	3.09	3.90	3.61	3.10	在籍生徒 100 人当たりの不登校生徒数が多かった中学校 2 校に対して、平成 25 年度に 1 校、平成 26 年度に 1 校、S C を週 2 日配置したところ、在籍生徒 100 人当たりの不登校生徒数が年々減り、ついには全国平均及び週 1 日配置の中学校を下回っており、週 2 日配置の方が週 1 日配置より効果が高くなっている。
週 2 日、1 日 7.5 時間 配置の中学校	2	5.24	4.70	4.00	2.65	
全国平均		2.56	2.69	2.76	2.83	

(2) 今後の課題

- 適切な相談活動を推進するために、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行うスーパーバイザーとしての常勤の心理職の配置
- 組織として対応を効果的に進めていくために、教員とカウンセラーのそれぞれの専門性の相互理解の推進とお互いの役割分担の明確化

新潟市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置計画上の工夫

- ・各校の実態に応じ、新潟市内の小中学校、高等学校に全校配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数

小学校：108校、中学校：56校、中等教育学校：1校、高等学校：2校

② 資格

スクールカウンセラー：臨床心理士 15人、大学教授 2人

スクールカウンセラーに準ずる者：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人

③ 勤務形態

○原則として、週1回7時間または週2回分割のいずれかで、年間34週で合計最大238時間、勤務する。

○中学校区配置校方式を採用し、学校規模によって単独校区かセット校区で割り振りする。

*単独校区は1中学校区で238時間、セット校区は2中学校区で238時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

① ビジョンの策定

- ・ いじめの解消率（%）、不登校発生率（%）

② 周知方法

「新潟市教育ビジョン第3期実施計画」の基本施策2「(2)いじめ・不登校への対応」に、成果指標と施策を構成する事業の一つとして記載。新潟市教育ビジョンについては、各学校園に冊子として配付するとともに、新潟市のホームページ上でも公開する。また、校長会や研修会等において、SCの活用等について具体的に説明し、周知徹底を図る。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラー担当教諭

（2）研修回数

年に2回実施

（3）研修内容

スクールカウンセラーの資質向上及び学校との協働に関わる研修会の実施

（4）特に効果のあった研修内容

緊急支援にかかわる講演会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置はなし

（6）課題

- ・ スクールカウンセラーの専門性を高めるスーパーバイズのあり方を見直し、実施すること。
- ・ スクールカウンセラーに準ずる者の資質向上研修の実施。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害に関わる事例 (12)

対人緊張の強い特性をもつ生徒が、小学校特別支援学級から中学校特別支援学級に進んだものの不適応を起こし、担任との相談で短時間登校を続けていた。両親、本人との数回の面接の中で、小学校時代の傷つきや、現在の生活、転校に関する本人の意向や保護者の思いを聞きながら、学校と本人・保護者で転校先を決定していく過程を支援した。本児登校時、保健室にて作業や会話を介して関わる機会を持ちながら、本児のアセスメントを行った。

【事例2】性的被害に関わる事例

母親の顔見知りから性暴力被害を受けた女子生徒に、スクールカウンセラーが学校の希望で心理教育的な面接をし、学校に配慮すべき点をリーフレットと共に伝えた。また、その事実を知った学校は、教育委員会と連携し、SSW、児童相談所、警察等と連携し、事案の解決を図った。

【事案3】スクールカウンセラーを講師として教育相談研修会を実施 (15)

学校が教育相談週間に入る前に、スクールカウンセラーが、教育相談を実施するにあたって、カウンセリング研修会を実施し、より効果の高い教育相談を実施することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 活動実績

- ・ 児童生徒へのカウンセリングは延べ2,609人、保護者へのカウンセリングは延べ1,807人。

② 成果

- ・ 中学校区配置となったことで、中1対応困難ケースについて小学校勤務時にSCの視点で小学校から直接情報収集することが可能となり、中学校でのケース会議において、実際に会っていないケースについてイメージしやすくなった。

(2) 今後の課題

- ・ スクールカウンセラーの力量に差がある。
- ・ 市内すべての学校に配置したことによるカウンセリング時間数の減少。

* 中学校区の76%がカウンセリング時間の増加を希望している。

静岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

スクールカウンセラーは専門性を生かして、児童・生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
- ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
- ・小規模の小中学校に対しては要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態

<配置校数>

小学校	72校
中学校	41校
高等学校	2校

<資格・人数>

- ・スクールカウンセラーについて
 - ① 臨床心理士 22人
- ・スクールカウンセラーに準ずる者について
 - ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
 - ② 学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 14人

<勤務形態>

配置校	9中学校	(週1日・1回8時間)
	29中学校	(週1日・1回6時間)
	69小学校	(週1日・1回3時間)
	2高等学校	(月2日・1回4時間)
要請校	5中学校	(要請に応じて派遣)
	17小学校	(要請に応じて派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
スクールカウンセラー、教育相談員、教頭又はコーディネーター担当教員
- (2) 研修回数（頻度）
 - ・年3回行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会
 - ・新規選任スクールカウンセラーは8月にスーパーバイザーとの面接実施
- (3) 研修内容
 - ・事業報告より本事業の成果と課題
 - ・事例検討
 - ・講演
 - ・事例発表
 - 等
- (4) 特に効果のあった研修内容
大学準教授による講演（2つの適応から考える不登校児童生徒への支援プロセス）
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - ・月1日、教育委員会に勤務
 - ・面接または電話にて各スクールカウンセラーへのスーパーバイズ実施
 - ・新規選任スクールカウンセラーへのスーパーバイズ実施
- (6) 課題
年3回の連絡協議会またはスーパーバイズでの研修となるため回数・時間が不足している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校児童とその母親支援のための活用事例（①⑧⑩⑪⑫）

<対象>小学校高学年女子

<来談者>母 月1回ペースでSC面接を行う

<支援の概要>

本児が低学年時に父親が亡くなってから不登校が始まり、SCとの継続面接が始まった。母親は、引きこもり児童の居場所についての情報提供を担当やSCに求めたので、学校は母親に公的機関を紹介し、本児の通所が始まった。

翌年は、公共相談機関への子どもの通所、学校でのSCによる母親面接が並行して行われた。担任とコーディネーターは、母親の了解のもと相談機関との連携を進めた。母については校内連携について担当職員が丁寧に伝えるよう努力した。

また、この年の後半子どもは短い時間ではあるが、登校が可能になり、自宅や休日にも友だちと遊ぶなど、活動性が高くなった。

更にH28年度に入り、週の半分以上登校できるようになり、保健室の援助も受けながら教室でも過ごせるようになった。相談機関とのケース会議には、教頭、コーディネーター、担任と共にSCも参加した。また、定例の校内研修で本児を取り上げ、登校への抵抗はないものの、教室定着が難しい状態からの社会性の回復、学力補充をテーマに全職員で話し合った。その研修にSCは講師として参加した。

<校内連携>

母親との窓口を担当、外部機関との窓口をコーディネーターとした。SC面接終了後には必ず担任、コーディネーターとの検討会を持った。コーディネーターから管理職への報告と養護教諭への伝達が行われた。SCも養護教諭との情報共有を欠かさないよう努めた。

<SCとして心がけたこと>

毎回のカウンセリング時には、母親が不安になった場面を二人で振り返り、母親一人で考えること、SCや相談機関相談員や担任と取り組むことに仕分けし、徐々に母親一人で取り組める部分を増やしていった。本児の妹に対する母親の不安についても取り除けるよう支援を行った。

【事例2】性的な被害を受けた児童のケアのための活用事例

<被害状況>

放課後、歩行中に、男性から卑猥な声を掛けられる等の被害を受けた。

<学校の対応と成果>

被害を受けた児童の父親が、事件の概要を学校に連絡。学校は、その日のうちに管理職、学年主任、担任、養護教諭で今後の対応を協議する機会を持ち、次の2つのことを当面の対応として決めた。①担任、学年主任を中心に被害児童に声を掛けたり、様子を見守ったりする体制をつくる。②被害児童をSCにつなぎ、専門家による心のサポートに努める。被害の状況や保護者の意向を考慮し、対応を協議したメンバーに加え、所属学級で授業を持つ職員のみ情報共有は留めた。

- ① 学校の対応について…本児は当初は元気のない様子が見られたが、担任や養護教諭を中心に声を掛けていくと次第に明るい表情に変わっていった。
- ② 被害児童よりも母親の不安やショックが大きいと考え、まずは母親がSCからカウンセリングを受けた。母親が落ち着きを取り戻すことで、本人の状況も安定し、本人がカウンセリングを受けるときには、事件による心理的な不安はかなり薄らいでいるように見えた。

学校での被害児童の様子、SCのカウンセリング結果、見立て等、定期的に会合を持ち、情報共有をしていったことで、時間の経過とともに、被害児童や保護者に適切と思われる支援ができた。

【事例3】SCが教職員と協働して実施した人間関係作りのための学校保健委員会（⑩）

<テーマ>「言葉一つで心が変わる！」

生徒に行ったアンケートをもとに、言葉の与える心への影響の大きさを再認識することを目的とする。

<内容>

- ① 心のアンケート集計結果と考察（保健専門委員会より）
様々な言葉による心の影響について、全校生徒にアンケートをとり、集計結果と考察を紹介
- ② ロールプレイ（保健専門委員会・SC指導）
様々な人間関係の場面について肯定・否定の両面からロールプレイを専門委員が行い、SCが12回のロールプレイ全てについて肯定的意味づけを行う。
- ③ 講話(SC)…「言葉の大切さについて」

<SCの関わり>

事前

担当である養護教諭依頼のもと、SCがロールプレイへの事前の助言、専門委員の生徒や担当教諭を支える役を担った。なお、ロールプレイシナリオ作りやリハーサルにも立ち会った。

当日

ロールプレイについては、必要に応じて生徒が伝えようとしていることを後解釈して伝えることとした。解釈には、様々な抵抗を持ちながらも演じてくれた専門委員が、「やって良かった」と思えるような部分も必ず入れ、肯定的な意味づけを行った。

講話では、アンケートから学校保健委員会まで、全校生徒の共同作業であるということから、全員が学ぶ機会になったことを評価した。専門委員の果たした役割、的確な問題意識が持てたこと、ロールプレイできちんとそれが伝えられたことについて、高く評価した。

「言葉は人間関係を育んで行くための大切なツールである」ということから話し始め、中学生の発達課題と絡めながら、孤独との向き合い方、適切な距離を取るための方略、と話を進めた。

評価

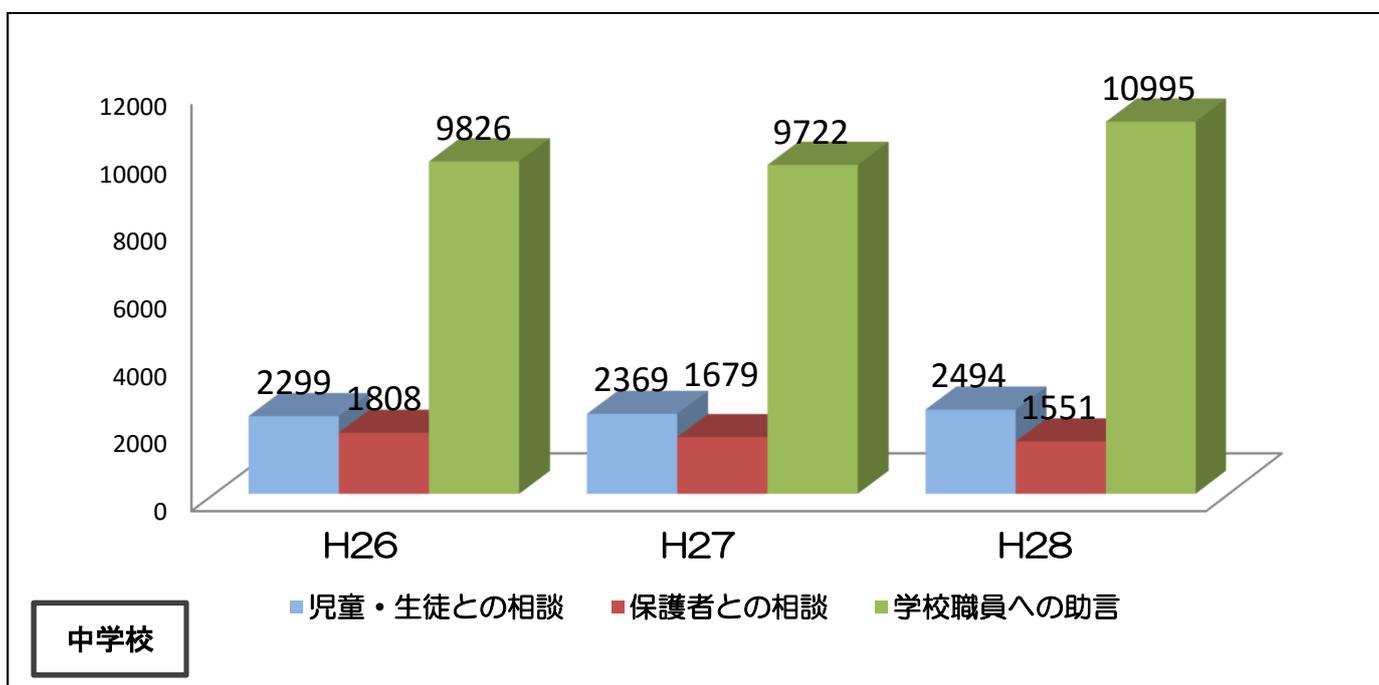
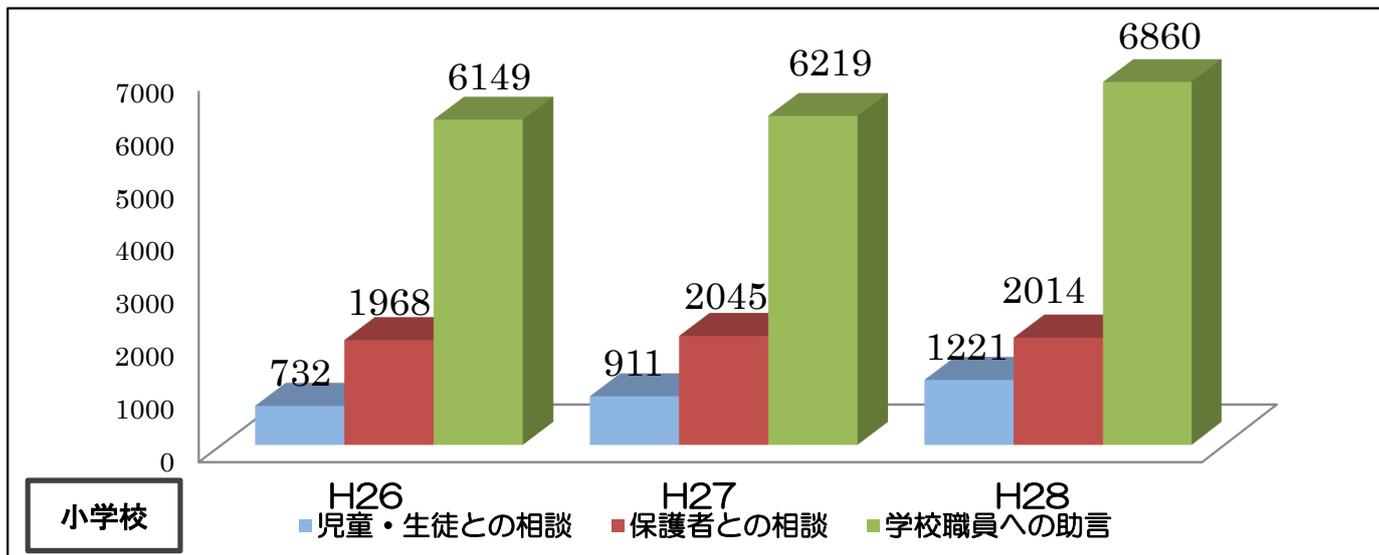
担当養護教諭からは、「SCから肯定的な意味づけが行われたことで、専門委員の活動が意味あるものと

して全校生徒に受け止められた」とSCの貢献について大きな評価を受けた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<スクールカウンセラー相談件数>



小学校における児童生徒の相談件数は平成 26 年度 732 件であったが、平成 28 年度は 1,221 件となり、大幅に増えた。また、中学校においても同様の相談件数は平成 26 年度の 2,299 件から平成 28 年度は 2,494 件となり増加している。この要因として、悩みや問題を抱えている児童生徒が増えていること、SC の存在が保護者へ周知され、コーディネーター担当教員が中心となって児童生徒を適切にスクールカウンセラーに繋がられていることが挙げられる。相談件数の中で最も多い相談内容は小中学校ともに「学校職員への助言」となっており、小中学校合計数の変化という点でも平成 26 年度の 15,975 件から、平成 28 年度は 17,855 件となり 1880 件の増加となっている。このことは、SC が限られた勤務日の中で、組織的な支援体制を整えるために校内連絡会などで学校職員へのコンサルテーションを行ったことで、学校職員が SC から専門的な知見を得たり、教職員が連携して支援にあたったりする体制が定着してきているためと考えられる。

また、毎月 SC が提出している業務実績簿の調査項目の中で、項目別に効果を集約したところ「児童生徒との相談」「保護者との相談」「学校職員への助言」「児童生徒への啓発活動」の 4 項目を合わせて、約 81.4% の割合で効果があったという回答が得られた。

一度のカウンセリングや助言で全てが解消されるわけではないが、適切なタイミングで SC がカウンセリングを行うことにより、児童生徒や保護者が抱える悩みや不安の一部が解消したり、教職員が把握できていなかった児童生徒の状況を知ったりすることができている。その後の支援体制をより適したものにし、児童生徒の心のケアをチーム学校として適切にしていく上でも本事業は必要不可欠となっている。

<評価方法>

① 業務実績簿（毎月提出）において、以下の 8 項目についての件数とその効果について集約。

- ・教育相談員への助言
- ・学校職員への助言
- ・児童生徒との相談
- ・保護者との相談
- ・集会等における児童生徒への啓発
- ・教職員の研修における指導及び助言
- ・配置時間について
- ・地域、民生委員などへの助言
- ・学校における事故、事件への対応

② スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。

- ・校内連絡会が定期的に行われているか。
- ・支援計画を作成しているか。
- ・校内連絡会で教員や教育相談員へのコンサルテーションを行っているか。

(2) 今後の課題

- ・相談件数の増加、児童生徒や保護者が抱える複雑な悩みに対して適切な支援を行うには、現在の配置時間では不足の状態。配置時間と臨床心理士の割合を増加させることが望まれる。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員を含めた校内連絡会の定期開催。その中で支援計画を作成し、組織的に対応する体制を今以上に充実させること。
- ・未然防止の観点から児童生徒への心理教育、保護者向けの啓蒙教育、学校職員向けの研修の充実。
(年 3 回の連絡会で、SC に実施を呼びかけているが、技量にも差があり、実施率は大幅に上がっていない。)
- ・スクールカウンセラー、教育相談員の資質向上。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員、教職員との連携の更なる強化。(まだまだ学校差がある)

浜松市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）及びスクールカウンセラーに準ずる者を浜松市立小中学校及び市立高等学校に配置することにより、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

原則、中学校区で同一のSCにする。

現在は、スクールカウンセラーの資質を確保するために、心理資格の中で臨床心理士を採用の条件にしている。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

勤務形態 委嘱

SC資格 SC ①臨床心理士 63人 併せ持つ資格（社会福祉士1人、精神保健福祉士2人）

SCに準ずる者 ②4名

（教育カウンセラー3名、認定カウンセラー1人、学校心理士1人、臨床発達心理士1人、産業カウンセラー2人、特別支援教育士1人、精神対話士1人）

単独校 7中学校 （1回4時間2校、1回5時間1校、1回6時間1校、1回7時間3校）
すべて36週

8小学校 （1回5時間）16週2校、20週5校、24週1校

1高等学校 （1回7時間35週）

拠点校 41中学校

対象校 88小学校 （月2回・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①全てのスクールカウンセラー
- ②新しく委嘱したスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ①年間5回
- ②①の研修にプラス3回の計8回

(3) 研修内容

①テーマ「不適応・対応に苦慮する児童生徒の対応について」

- 第1回 事例検討 実際に学校で困っている事例を通して
- 第2回 講話「浜松市の発達支援教育」
- 第3回 講義 メンタルクリニック・ダダ 大嶋 正浩 先生
- 第4回 事例検討
- 第5回 講義 子どもの発達科学研究所 和久田 学 先生

②新任SC研修会

- 第1回 学校でよくある相談、学校の組織
- 第2回 浜松の不登校対策
- 第3回 学校でよくある出来事への対応 2か月が過ぎSCを実施しての悩み

(4) 特に効果のあった研修内容

どの研修も評判は良かったが、SC同士が話し合いをすることを多くとった事例検討会などが、比較的交流の少ないSCのつながりが強くなり効果があったと考える。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 合計6名
教育委員会に1名配置（週1回8時間）、スクールカウンセラーの中から地域で5名を指名
- 活用方法 SCへの助言、学校へ訪問しての支援、SCの研修計画

(6) 課題

委嘱ということなので、研修会参加も悉皆とできず全員が集まることができない。

全員を集めようと命令すると、業務となり謝金が発生する。また、自身の勤務を休んでくることとなる。したがって、現状では19:00以降の自主研修という形式で行われているのが現状である。

スクールカウンセラーを雇用形態を常勤、非常勤で雇いあげることができないのか（予算的に困難で現状では出来ない。）

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①）

中学1年の生徒が不登校になった。

この不登校生徒の対応について、保護者と担任の意見が食い違い、関係が悪くなり保護者は学校への不信感を持つようになった。

この生徒と学校との間に一定の関係はあったが、保護者は不信感から子どもと一緒に病院に受診し、不登校の改善を目指した。しかし、この生徒は病院に行ったり、行かなかったりと改善にはつながらなかった。

学校の生徒指導の会議で、この生徒の状態について報告があり、生徒と保護者の支援のため、学年で対応することと、カウンセラーにも介入してもらうことを確認し、翌日から生徒と保護者へのアプローチが開始された。

生徒がカウンセラーと話をすることにより、病院にも定期的に通えるようになり、現在は学校にも1日数時間登校できるようになった。

また、保護者も学年の先生方やスクールカウンセラーが対応してくれたことに感謝し、担任との関係も改善の方向に向かっている。

【事例2】不審者被害の活用事例

小学校3年生の男児が登校中に、不審な男性に追いかけられた。男児も逃げたが、追いつかれ、後ろから両腕をつかまれた。声を出したが、強引に頬にキスをされた。本人は怖くなって学校まで走って逃げた。また、不審な男もその場からいなくなった。

登校してきた児童の様子がおかしいと気づいた職員が、話を聞き、学校が下記の様に対応した。

・警察に連絡 ・保護者に連絡 ・教育委員会に連絡 ・SCの対応を検討

教育委員会が、担当のスクールカウンセラーに連絡を取り、保護者からのカウンセリングの希望が出た場合の対応についてお願いする。その後、担当のスクールカウンセラーと学校が連絡を取り、保護者からカウンセリングの希望が出た場合の対応を確認し、学校がカウンセリングができることを保護者に伝えた。

担当のカウンセラーから、被害にあった子供に今後、表れるかもしれない反応とその対応について、学校職員に話をしてもらう。

その後、保護者からのカウンセリング希望は出なかったが、迅速な対応に感謝された。また、職員もあらかじめ子供に表れるかもしれない反応について確認ができていたので、安心して子供を見守ることができた。

【事例3】夏季職員研修のための活用事例（⑮）

夏に行われた夏季の校内研修の講師としてスクールカウンセラーを活用した。

講義の内容は「MIM (Multilayer Instruction Model) 」多層指導モデル

スクールカウンセラーが講師となり実施した。

子供達の様子を知っているスクールカウンセラーは、具体的に「〇〇さんにはこのような・・・」示しながら説明してくれたので大変わかりやすく、好評であった。

子供の様子を知っていることと、専門的な知識を持っていること、そして、日頃先生方が困っていることを見ているスクールカウンセラーだからこその研修であった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラー実態調査① 平成29年7月実施の結果より

【学校への質問】

スクールカウンセラーが活用できている。

「強く思う」「そう思う」合わせて100%

スクールカウンセラーが配置されていることで自校の相談体制の充実が図られている。

「強く思う」「そう思う」合わせて98.6%

【スクールカウンセラーへの質問】

活動が計画的に実施されているか

「強く思う」「そう思う」合わせて99.1%

教職員と情報交換がスムーズにできているか

「強く思う」「そう思う」合わせて94.4%

以上の点からも、スクールカウンセラーが学校に配置され有意義に活用されていると同時に、教職員と連携して子どもと接していることが分ると考えている。

(2) 今後の課題

○質の高いスクールカウンセラーの確保

複雑に絡み合った問題に対応するため、医療との連携はもちろん様々なことに精通したスクールカウンセラーであって欲しい。そのため、質の高いスクールカウンセラーを確保するため、臨床心理士を採用の条件にしている。しかし、浜松市及び近隣の市町村に臨床心理でスクールカウンセラーをしてくれる人材が不足している。そのため、臨床心理士の資格を取りたての者も場合によっては委嘱してスクールカウンセラーとして活動してもらわなければならない。

○委嘱という採用形態による弊害

スクールカウンセラーを委嘱している者の約7割が、他に勤務先を持っており、学校への勤務日が限定されている。このため、生徒指導・いじめ等の会議に参加できないことが多い。また緊急支援等、突然のスクールカウンセラーの派遣にどのスクールカウンセラーに対応してもらうか苦慮する。

「スクールカウンセラーが各種委員会で助言しているか」との質問でスクールカウンセラーの回答は「強く思う」「そう思う」合わせて55.1%であり、他の項目と比べ極端に低い数字となっている。

○増え続ける児童生徒、保護者の相談

悩みを抱える児童生徒、保護者が年々多くなり、時数を増やしても足りないのが状態である。学校によっては週2～3日程度来てもらわないと対応ができないところもある。

チーム学校の一員として、各種委員会や研修等でスクールカウンセラーの専門的知識を生かすためにも、1校に、週2日程度配置ができる時間（予算）を希望したい。

名古屋市教育委員会 1

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心のケアを丁寧に行うとともに、学校の教育相談体制を充実させ、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に役立てる。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校では要望に応じて、140時間（通年）・70時間の2種類の配置時間数を設けている。

中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。特別支援学校の5校には、140時間（通年）の配置時間数を設けている。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※【配置校数】

小学校	261校
中学校	111校
高等学校	15校
特別支援学校	5校

※【資格】 臨床心理士195名

※【主な勤務形態】

小学校140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
小学校70時間	（随時 ブロック内中学校のSCを派遣）
特別支援学校140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
中学校・高等学校	（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年2回

1回目：本市スクールカウンセラー1年目・2年目＋希望者対象

2回目：全スクールカウンセラー対象

(3) 研修内容

スクールカウンセラーの職務／教職員との連携／本市の不登校の現状と対策
子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学／人権／いじめ防止基本方針
学校生活アンケート

等

(4) 特に効果のあった研修内容

ここ2～3年スクールカウンセラーの配置拡充を進めた結果、経験の少ないスクールカウンセラーが増えているため、教職員との連携については具体的な例を示すことによって、実際の学校での活動に役立ててもらっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 設置している。

○活用方法 5名のSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）を設置し、巡回指導・緊急支援を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーによって経験年数の差があるので、同時に研修をするのが難しい。
- ・スクールカウンセラーの人数が増えているので、グループワーク等の形での研修がやりづらい。
- ・学校現場の教職員も、同席させ、共通理解・情報共有を図りたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】友人関係で悩む児童生徒のための活用事例（⑤、⑭）

- ・スクールカウンセラーが、友人関係で悩んでいる生徒に対して、人との関わり方についてアドバイスをし、友人も含めて上手に人と関わるできるようになった。
- ・友人関係で悩む児童の相談を、給食をとりながら実施した。リラックスした雰囲気で行うことができ、必要な情報の収集の機会となった。
- ・学校生活アンケート（ハイパーQ U）の結果から、子どもへ直接働きかけている。
- ・精神的にパニック状態であった児童と面談し、併せて保護者や教職員と連携を取ったことで、児童の落ち着きが早く、問題の早期解決につながった。
- ・全校児童一人一人と面談を行ったことで、子どもたちとSCの距離が近くなった。後半の児童の相談件数が増えた。等

【事例2】「性的な被害」についての活用事例

ある中学の女子生徒は、男性と性の逸脱行為等があり、警察に身柄保護された。その後、不登校になり、学級になかなか入ることはできなかった。

この女子生徒と保護者は、小学校時から、スクールカウンセラーと関わっており、相談を継続していた。女子生徒は、なかなか教室に入ることはできなかったが、スクールカウンセラーとは登校したときには、面談し、カウンセラーも受容的姿勢でこの女子生徒と接していた。

女子生徒は、学校の先生になかなか話さないようなことも、カウンセラーには話をしたり、心や気持ちを落ち着けたりする契機となったようで、教室に入ることもできるようになってきた。

このように、スクールカウンセラーが、生徒の心に寄り添い、生徒との信頼感を得ることで、生徒の心のケアや問題行動の抑止力になっていると考える。

【事例3】会議や校内研修のための活用事例（⑮）

・スクールカウンセラーが、いじめ等対策委員会に参加し、児童を取りまく友達との関係や保護者の状況等について、教職員間で情報を共有できるよう講話した。そして、その後の個別面談や授業見学時の声掛け等、事後にもつなげた。

・スクールカウンセラーに、現職教育の講師をしてもらい、普段聞けない虐待にあった児童の事例を紹介してもらった。配慮すべき対応方法などの共通理解ができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

SC配置による効果

1 相談によって問題が解消したまたは解消に向かっている割合					
校種		児童生徒に係る相談の総件数	解消した件数	解消に向かっている件数	「解消した」または「解消に向かっている」件の割合
小学校	通年	3557	1370	1703	86.4%
	70時間	2159	878	901	82.4%
	30時間				
中学校		3064	1103	1359	80.4%
高等学校		587	288	233	88.8%

(2) 今後の課題

本市の施策により、29年度からの3年間で、中学校の非常勤スクールカウンセラー（以下SC）の配置に換え、「子ども応援委員会」の常勤SCを配置する計画が示されており、非常勤SCの配置の見直しを進めている。

この計画に従って、SCの二重配置を回避するため、順次、「子ども応援委員会」常勤SC配置校の中学校からは非常勤SCをなくしている。

今後の課題として、「子ども応援委員会」との協働の仕方や、小学校・中学校の連携の在り方などが挙げられる。

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールカウンセラーに関しては、心理教育等の観点に基づく、未然防止のための授業や学校生活全般に対する援助、児童生徒に対する相談・カウンセリングを主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールカウンセラーは1チームに3名または4名を配置。拠点となる学校で常勤的活動を行い、ブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置校数

中学校 35校

○資格

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 26人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人

○主な配置形態

一般任期付職員（常勤）

拠点校 35中学校（週5日・1日7時間45分）

教育委員会等 1箇所（週5日・1日7時間45分）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー36人

(2) 研修回数（頻度）

年15回程度

(3) 研修内容

- ・未然防止の取り組みに関するもの
- ・なごや子ども応援委員会におけるスクールカウンセラーの役割に関するもの
- ・スクールカウンセラーのスキルアップに関するもの
- ・事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有（教育委員会に配置されている指導主事がスーパーバイザーの役割を担っている）

○活用方法 各学校における困難ケースに対するアドバイス

(6) 課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害の疑いのある不登校傾向の生徒のための活用事例（①③⑤⑫）

小学校6年生の秋ごろから不登校であった男子生徒が、中学校入学後、登校するようになったものの、他生徒とのトラブルが多く、注意を受けると教師に対して反抗したり、壁を蹴ったりするなど感情的な行動が見られ、学習面でも落ち着いて取り組めないことから、子ども応援委員会に相談があった。

社会性やコミュニケーション力が低く、発達障害が疑われたことから、スクールカウンセラーが保護者と面談を行い、医療機関の受診を勧めた。受診時にはスクールカウンセラーが付き添い、その結果をもとにコンサルテーションを行い、学校・家庭・子ども応援委員会とで方針の共有を図った。また、対応を検討する際には、精神科学校医の活用を提案した。

学校との協議の結果、教室で落ち着かないときには別室で過ごすようにして、発達障害対応支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー等が対応し、学習支援や見守りを続けた。その間、スクールカウンセラーは、母親との面談を続け、薬の服用や家庭での過ごし方など、対応策を話し合った。その結果、週3日は登校できるようになり、他生徒とのトラブルは減り、落ち着いて過ごせる日が多くなった。また、高校進学への意欲も見られるようになり、興味のある教科から教室に戻るなど、段階的なステップアップを目指している。

【事例2】教育プログラムのための活用事例（⑬）

市立中学校17校約8,000人に対しストレスマネジメント教育に関する授業を教職員と協働して実施。内容はストレス反応の特徴や適切な対処法について学ぶもの。授業実施の前後にアンケートを実施し、そのアンケートをもとにした効果測定を専門機関に委託。

効果測定の結果、ストレスマネジメント自己効力感尺度における「感情統制自己効力感」について、全体として事前テストよりも事後テストの方が有意に得点の上昇がみられ、ストレスマネジメント教育に関する授業の前後で、ストレスサーに対して冷静で落ち着いたコーピングができるかといった、自分への「期待度」が上昇したことが示された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ12,078件、対象となった児童生徒数は実数で2,333人であった。

そのうち、スクールカウンセラーとしては、延べ8,721件、対象となった児童生徒数は実数で1,705人であった。主な支援内容は、不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境等が原因で精神的不安に陥るケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

常勤職として大幅な増員を繰り返す中で、人材確保が課題になっている。制度や採用について全国的な規模で周知に努めるとともに、県内でも丁寧な周知活動を行う必要がある。

京都市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、問題行動等、多様化する教育課題の未然防止及び早期発見・早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開することが緊急の課題である。またそれに留まらず、全ての子どもが様々な困難を乗り越え、自らの個性を生かしつつ、力強く成長するための取組を推進することが求められている。

こうした現状を踏まえ、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの人員確保の点から、小学校については、1人のスクールカウンセラーが2校を隔週で受け持つよう工夫した。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置校数について

小学校	166校
中学校	73校
高等学校	12校
特別支援学校	8校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 137人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

任用なし

※主な配置計画について

小学校は年間70時間又は140時間、中学校と高等学校は年間280時間、総合支援学校は年間80時間又は140時間を基本とし、学校の実情に応じて調整する。

単独校	65中学校	(週1日・1回8時間を基本とする。)
	158小学校	(隔週1日・1回4時間、隔週1日・1回8時間)
	12高等学校(定時制2校含む)	(週1日・1回4時間、8時間又は16時間)
	8総合(特別)支援学校	(週1日・1回4時間又は隔週1日・1回4時間)
拠点校	8中学校	(週1日・1回8時間を基本とする。)
対象校	8小学校	※8小学校は小中連携として配置。
巡回	1箇所(SV)	※教育委員会に配置し、必要に応じて随時派遣。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカーも参加可能）

(2) 研修回数（頻度）

年3回

(3) 研修内容

生徒指導，教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し，教育における重要課題等についての講義を実施し，資質向上を図る。

〔平成28年度 実施内容〕

第1回：講演 「子どものトラウマについて」

第2回：講義 「学校を知る！」

第3回：講義 「京都市教育相談総合センター（こどもパトナ）の概要・
クラスマネジメントシートについて」

(4) 特に効果のあった研修内容

講演「子どものトラウマについて」

トラウマ症状に苦しむ子どもたちへの理解が深まり，スクールカウンセラーとして子どものトラウマへの包括的ケアを実施するための知識の構築に繋がった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

設置あり（5人）

○活用方法

地域ごとに担当を定め，必要に応じ，円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに，学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

(6) 課題

本市スクールカウンセラーは他の職も兼務しており，全員が参加できる日を設定することが難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題についての活用事例（②）

同級生からのいじめ被害を受けた中学校男子生徒。教職員の対応でいじめについては解決したものの、被害生徒には学校生活に対する恐怖感が残っていた。本人の希望により、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けることとなった。面接を継続する中で、生徒からいじめ以外にも様々な葛藤が語られるようになり、そのことが教職員、保護者の生徒への理解につながった。結果、教職員と保護者の信頼関係のもと、生徒を見守る体制が構築でき、生徒は安心感を取り戻しながら、登校を継続することができた。

【事例2】「性的な被害」についての活用事例

下校時に痴漢の被害にあった小学校女子児童。保護者及び児童に対してスクールカウンセラーがカウンセリングを行った。面接を継続する中で、保護者は抱えていた自責の念を収めるとともに、児童も心の傷つきや不安感をカウンセラーに語ることで徐々に安心感を得ることができた。また、スクールカウンセラーとのコンサルテーションを行うことで、教職員がどう対応するかについて理解を深め、適切な方針を立てることができた。

【事例3】校内研修のための活用事例（⑮）

小学校において不登校に関する教員研修を実施。市教委が作成した不登校児童生徒の支援に向けたハンドブックをもとに、子どもの発達段階等を踏まえた理解や支援などに関する講義を行った。また、各クラスの不登校児童について、具体的に検討し、担任に対し助言を行った。結果、学校全体で課題を抱える子どもを見立てながら支援する雰囲気が生まれた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒、保護者に対するカウンセリングのほか、教職員に対するコンサルテーションや研修の実施等により、いじめや不登校、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に向けて学校の教育相談体制の構築に繋がった。

本市では、不登校児童生徒の人数及び在籍率を指標とした事務評価を実施しているが、平成27年度からその数値が微増していることから、研修等を見直すなど、学校の教育相談体制の充実に向けて取組を進めている。

（2）今後の課題

財政状況により、スクールカウンセラーの配置時間の拡充が難しく、勤務日・配置時間が限られることから、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくい状況にある。

また、スクールカウンセラーの資質や経験に違いがみられ、その資質の向上が課題である。

大阪市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや、不登校等、学校教育をめぐる様々な問題の対応においては、子どもたちの心のケアが重要な課題となっている。このため、カウンセリングの専門家である臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校に配置し、「いじめ」「不登校」問題等を中心に、子どもたちや保護者の悩みの相談や教職員の指導上の相談にあたることを、主な目的にする。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成8年度よりいじめや不登校等の問題の解決のために、スクールカウンセラー事業を始めており、平成21年度には大阪市の全公立中学校に配置した。また、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談が1日の相談可能件数を超えることが本市の課題の1つとなっているため、一部の中学校において配置日数を週2日とし、そのうち1日は小学校への派遣を実施・拡充している。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態

○配置校数

小学校	164校
中学校	130校

○資格

・スクールカウンセラーについて

①臨床心理士：138人

・スクールカウンセラーに準ずる者について

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：1人

○勤務形態

・単独校 64 中学校（週1日・1回6時間）

・拠点校 66 中学校（週2日・1回6時間）

対象校 164 小学校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大阪市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年 14 回

(3) 研修内容

回数	実施日	時 間	研修内容	備 考
1	4 月 3 日	10 : 00 - 12 : 00	連絡協議会 (1)	
2	6 月 3 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (1)	
3	6 月 16 日	18 : 30 - 21 : 00	地域別研修 1・2 ブロック	北区・福島区・此花区 都島区・旭区・城東区・鶴見区
4	6 月 30 日	18 : 30 - 21 : 00	地域別研修 3・4 ブロック	中央区・西区・港区・大正区 西淀川区・淀川区・東淀川区
5	7 月 7 日	18 : 30 - 21 : 00	地域別研修 5・6 ブロック	東成区・生野区 東住吉区・平野区
6	7 月 15 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (2)	
7	7 月 21 日	18 : 30 - 21 : 00	地域別研修 7・8 ブロック	住之江区・住吉区・西成区 浪速区・天王寺区・阿倍野区
8	9 月 9 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (3)	
9	10 月 6 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (4)	
10	11 月 18 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (5)	
11	12 月 1 日	18 : 30 - 21 : 00	小学校担当者研修	
12	1 月 29 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (6)	
13	2 月 3 日	15 : 00 - 17 : 00	連絡協議会 (2)	
14	2 月 24 日	18 : 30 - 21 : 00	事例研究 (7)	

(4) 特に効果のあった研修内容

○事例研究（年間 7 回）

毎回 1 名のスクールカウンセラーが実践事例を報告し、約 15 名が協議を行う。毎回スーパーバイザーが参加し、事例提供者の実践内容及び個々の参加者の発表に対して指導助言を行うことで、参加したスクールカウンセラー全員が、今後のカウンセリングに生かすことができる。

○地域別研修（年間 4 回）

大阪市内を近隣地域別に分け、情報交換を中心に協議を行う。前半は各区のスクールカウンセラーで地域の情報交換を中心にグループディスカッションを行い、後半は全体でシェアリングを行う。毎回スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、単なる情報交換で終わることなく、カウンセラーの資質向上につながる。

また、通常の業務ではなかなか難しい、スクールカウンセラー間の「横のつながり」を持つきっかけとなり、新採用のスクールカウンセラーにとっても、その点で特に貴重な場となっている。

○小学校担当者研修（年間1回）

小学校担当者全員を対象に、情報交換を中心に協議を行う。前半は事前アンケートに基づいたテーマを設定して講義を行う。平成28年度は発達障がいに関する講義を担当指導主事が行った。後半は、小学校派遣業務に関する情報交換や、講義テーマに関してグループディスカッションを行い、全体でシェアリングを行う。スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、テーマに関する理解だけではなく、小学校派遣独自の課題や問題点に関して、解決方法や改善に向けて有効な方策について示唆をもらうことができる点において、貴重な場となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有（2名）

○活用方法：スクールカウンセラー研修での指導助言・希望者に対する個別のスーパービジョン

(6) 課題

多様化する相談に対して適切に対応できるよう、アンケートの結果等を基に研修テーマの検討が今後も必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】中学校における不登校での活用事例（①⑦⑨）

中学3年生の夏休み前から登校を渋ることが多くなり、夏休み以降ほぼ欠席となる。元々母親との折り合いが良くなかったが、学校に行かないことで言い争いする機会も増え、関係が更に悪化した。ひどい時には本児が夜中に暴れるため、母が警察を呼ぶこともあった。そのため、児童相談所とつながり、思春期外来にも受診されるようになる。並行して、SCが母親に月1回のカウンセリングを開始した。

カウンセリングの中で、本児に対する怒りや失望など、母親の否定的な感情を受け止めつつ、反抗的な態度を繰り返す思春期の子どもとの適切な関わり方を伝えていったところ、母親は普段の登校や進路について過度に関わらないようにし、本児の自主性に任せることにした。その結果、本児の生活も落ち着きを取り戻していき、春には高校に合格することができた。また、親子の関係も改善し、つらいことや高校で頑張りたいこと等を母親に話すことも増えてきている。

【事例2】「性的な被害」についての活用事例

学校からの帰り道、若い男性に追いかけられ、そのままエレベーターの中までついて来た後、携帯電話のようなものをスカートの下に当てられた。それ以来、若い男性に対する恐怖心や、母から離れて一人であることへの不安が高まっていた。

母親からの希望でスクールカウンセラーと面談を実施した。面談では、本人の気持ちにより沿いながら、話を傾聴し、ゲームなどを通して気持ちの整理を図った。同時に母親との面接も実施し、本人への関わり方について助言した。その結果、恐怖心や不安が軽減し、一人で習い事から帰ってくることもできるようになり、気持ちの安定を図ることができた。

【事例3】小学校における教育プログラムでの活用事例（⑩）

単元名 「スクールカウンセラーの〇〇先生にお話ししてみよう。」

学 年 第4学年

概 要

2分の1成人式の活動を利用して、スクールカウンセラーの役割や相談の流れ等を踏まえて自己紹介を行い、改めて周知を行った。思春期に入り悩みも出てくる時期に、相談できる1人としてスクールカウンセラーを認識し、児童にとって近い存在になることができた。

また、架空の悩みを設定し、2人1組でカウンセリングロールプレイを行うことで、悩みを受け止めることや、できる範囲でアドバイスすることの大切さに気付くことができた。合わせて、実際の悩みについて、乗り切ることができた経験を交流することで、乗り切った要因を発見し、悩んでいた自分自身を振り返ることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○相談件数

主訴	不登校	いじめ	その他
合計件数	1,277	101	3,356
総合計	4,734		

○解決・改善件数

主訴	解決			改善			解決 改善 / 全件数 件数	解決 改善 割合
	不登校	いじめ	その他	不登校	いじめ	その他		
合計件数	197	32	537	466	30	1,013		
総合計	766			1,509			2,275 / 4,734	48.1%

（2）今後の課題

市立中学校の全校配置は平成21年度に達成し、市立小学校への派遣は平成22年度より順次導入している。小中連携を進める中、小学校派遣を行っていない中学校区については、小学校での潜在的な相談事案に十分に対応できていないことや、中学校に進学後、問題が長期化・複雑化することもある。よって、今後も小学校派遣を拡充し、問題の早期発見・早期解決に繋がるように取り組むことが必要である。

堺市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

子どもたちの臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に配置・派遣し、不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校・高等学校は全校配置している。小学校は93校中16校の配置である。小学校16校については主に3小1中学校区（小学校数が多い中学校区）に配置している。

未配置の小学校は、必要に応じて中学校区内に配置しているSCを活用している。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置校数について

小学校	16校
中学校	43校
高等学校	1校

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	51人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※主な配置形態について

配置校	16小学校	週1日・1回6時間
	43中学校	週1日・1回6時間
	1高等学校（全・定）	週1日・1回8時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年4回

(3) 研修内容

- ・スーパーバイザーや有識者による講演
- ・情報交換や事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有（3名）

○活用方法 研修講師

スクールカウンセラーへの指導助言

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けた研修の充実
- ・スクールカウンセラーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①④⑤）

中学1年生の生徒は、5月頃から休みがちになり、6月から欠席が続くようになった。

当初の生徒の状況として、中学校に進学後、今まで一緒にいたまわりの友人は、部活動に励むようになり、友だちが少なくなっていった。放課後は自分の部屋で遊ぶことが多く、夜遅くまで、ゲーム等に熱中するようになっていった。また、母親と話をすることが少なく、ひきこもりの状態であると学校は把握した。

学校は、生徒への心理的なアプローチと人間関係を形成するため、担任とスクールカウンセラーによる対応を計画した。しかし、担任とスクールカウンセラーが家庭訪問するものの、母親や生徒と面談することができない状態が続いた。

2学期、ようやく担任とスクールカウンセラーが、母親や生徒と面談することができた。「母親は病弱で、養育態度に課題があり、生徒のひきこもりに対する支援も必要である。心理的な支援だけでは、改善は困難」とのスクールカウンセラーの見立てに基づき、学校が、スクールソーシャルワーカーの派遣要請を行った。

スクールカウンセラーの提案でケース会議を開催。学校関係者とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが参加し、それぞれが持っている情報を共有し、整理した。そして、ケース会議で検討した結果、母親の養育態度等の改善については、子ども相談所と連携し、生徒のひきこもりの改善については、教育センターの適応指導教室と連携し、支援していくことにした。

適応指導教室では、生徒への適応指導を行い、担任やスクールカウンセラーは、家庭訪問など継続的な支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関との連携や保護者への支援を行った。生徒は、継続して適応指導教室に通うことで、ひきこもりから回復し、少しずつ別室登校ができるようになり、不登校の改善傾向が見られた。

【事例2】校内研修のための活用事例（⑮）

新たに配置された学校では、年度当初、スクールカウンセラーの基本的な考え方や支援方法について説明を行い、スクールカウンセラーの活用方法等について職員の共通理解を図った。その後、各学年から数名の児童を抽出し子ども理解・支援方法について助言した。

年度当初に研修を実施したことにより、スクールカウンセラーの活用方法が理解でき、スムーズに連携することができた。また、子ども理解や支援方法について、心理の専門家の観点を学ぶことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成28年度のスクールカウンセラー相談件数は、不登校に関する相談が多く、中学校は4,463件（全相談件数の約45%）、小学校は1,603件（全相談件数の約24%）となっている。

スクールカウンセラーが、校内不登校対策委員会等に参加し、情報を共有したり、助言を行ったりすることで、効果的な支援方法を計画し、組織的に不登校児童生徒を支援することができた。

（2）今後の課題

スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各学校において相談体制の確立や研修が必要である。

神戸市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、昨今、全国では、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。また、最近の問題行動等の特徴として子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制できなくなり、衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小中高等学校等および特別支援学校に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成17年度に全中学校にスクールカウンセラーを拠点校配置した。平成18年度には市立高等学校全11校へ配置。平成23年度からは小学校への配置拡充を進めてきた。平成27度には、全中学校で月4回、全小学校で月2回以上のカウンセリングを実施できるようにしている。平成28年度は、スクールカウンセラーを小学校に延べ11名増員し拡充を図った。

心の専門家であるスクールカウンセラーは専門的な視点に立って児童生徒にカウンセリングを行う一方、保護者へのカウンセリングも行っている。また、教職員へアドバイスをしたり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。なお、各スクールカウンセラーは平成25年度からストレスマネジメントなど心の健康づくりに関する教育プログラムを、児童生徒対象に実施している。また、緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や委員会事務局が必要と判断した場合に、スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

新規スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士の資格を有し、兵庫県臨床心理士会の紹介を受け、スクールカウンセラーを志望する者の中から面接により選考している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数（全市立小中高等・特別支援学校に配置）

小学校	: 164校
中学校	: 82校
高等学校	: 11校
特別支援学校	: 6校
教育委員会等	: 1箇所

のべ人数 212名 実人数 99名

○資格

①臨床心理士 99人

○勤務形態について

単独校 67小学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

82中学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

11高等学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計150時間）

拠点校 47小学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

巡回校 6特別支援学校（2名で巡回/年間35週、1回あたり8時間以内、計245時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 神戸市勤務のスーパーバイザー及びスクールカウンセラー
- 管理職又は校内スクールカウンセラー担当者

(2) 研修回数（頻度）

- 平成28年度 スクールカウンセラー配置校連絡協議会（年間2回）
- スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会（年間3回）

(3) 研修内容

- 教育委員会所管相談機関の活動について、講演会「より効果的なSCの活動について」、事業説明、学校とスクールカウンセラーとの打合せ、スクールカウンセラー引継ぎ会等
- 情報交換、学校アセスメント、今年度の緊急支援総括、教育プログラムについて等

(4) 特に効果のあった研修内容

- スクールカウンセラー配置校連絡協議会（対象：配置校の管理職又はSC担当とSV、SC）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：3名
- 活用方法：市内の青少年補導センターに配置。不登校の児童生徒に対するカウンセリングに加え、本市に配置しているSCの相談役としても活動を行っている。また、緊急派遣事案対応時には、教育委員会事務局の指示により、アドバイザーとして当該校の支援にあっている。

(6) 課題

- カウンセリング専用の相談室の確保が児童生徒の増加等により困難な学校が一部ある。
- スクールカウンセラーが退職等年度末だけでなく年度中でもあり、人材確保が難しい。
- 学校の一員としてのスクールカウンセラーの資質・能力等の向上を図り続けることが必要である。
- 「チーム学校」の視点から、スクールソーシャルワーカーや他の関係機関等との連携を深めるための研修をすすめる必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携のための活用事例（⑬）

以下のような活用をすることで連携強化に努めている。

- (1) 中学校区内において、小学校と中学校に同一のスクールカウンセラーを配置することで、カウンセリングを継続しやすく、小学校から中学校への進学に対する不安感の緩和や兄弟関係や家庭環境の把握による保護者の安心につなげている。
- (2) 中学校区内の各小中学校に配置されたスクールカウンセラーと養護教諭等が情報交換を行う機会をつくり、小中連携した支援により中1ギャップの軽減につなげ、滑らかな接続への一助としている。
- (3) 中学校区内の小中学校に配置されたスクールカウンセラーの出勤日を学校間で調整し、それぞれの配置校を訪問し、情報交換を具体的に行う機会を設けた。
- (4) 授業中や休み時間の様子を観察したり、学校行事等に参加したりすることで、教職員では気づきにくい専門的見地から児童生徒の心身の様子や発達障害等に気づくことができた。これにより特別支援教育課との連携により適切な支援を行うことができた。
- (4) 今後もスクールカウンセラーの配置を拡充し、相談の機会を増やすことで、これまで教職員では気づか

なかった専門的な視点で子供たちの様子を多角的にとらえる指導につなげたい。今後もスクールカウンセラーが配置校、関係機関、地域等の連携をさらに深めることで、チーム学校としての組織力を高めたい。

【事例2】「性的な被害」についての活用事例

以下のような活用をおこなっている。

- (1) 性被害にあった児童生徒への個別の心のケア
- (2) 性に関する事件についての保護者説明会で、緊急派遣されたスーパーバイザーより動揺する児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (3) 性に関する事件について、動揺が見られる児童生徒およびその保護者に対応する担任など、教職員に向けてのカウンセリングマインドやストレスマネジメントに関する助言および支援。
- (4) 指導体制について、臨床心理士の視点での助言。

【事例3】教育プログラムのための活用事例 (16)

平成28年度は、のべ80校で教育プログラムを実施した。各SCが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。10～15分で簡単にできるもの、1単位時間を使ったもの、2時間位をかけて行うもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

中学生を対象にした「リフレーミング」の研修では、自分では短所として捉えていた性格をリフレーミングすることで、長所として捉えることができ、自分に自信を持ち自己肯定感を高めることにつながった。

今後もより効果的なスクールカウンセラーの活用をすすめるためには、各校の実態を把握し、スクールカウンセラーと子供、保護者、教職員をつなぐコーディネーターの存在が不可欠である。一人でも多く悩みを抱えている子供を支援できるよう各校の実態に応じたスクールカウンセラーの効果的な活用をすすめていきたい。

<昨年度の実践プログラム>

ストレスマネジメント、リフレーミング、アサーショントレーニング・、ソーシャルスキルトレーニング

<具体例>

「ストレスってなに?」「上手にコミュニケーションがとれるように」「アンガーマネジメント」「私の強み発見」「心の健康」「姿勢と心」「4つの自己主張」「いろいろな考え方を知ろう-3つの話し方-」「ストレスマネジメント」「睡眠について」

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

全国で平成26年度の長期欠席者(30日以上欠席者)のうち、「不登校」を理由とする児童生徒数は、小学校は2万8千人で、前年度より2千人増加、中学校は9万8千人と前年より1千人増加となっており、全国の児童生徒数の約1.26%、約12万6千人の不登校児童生徒がある。

このような全国の状況の中、神戸市では不登校児童生徒数の割合は小中学校ともに微増に留まっている。これらの成果については、各学校において、教職員が定期的な家庭訪問や適切な登校刺激を行うなど、きめ細かな対応をしているだけでなく、各校でのスクールカウンセラーの活用による学校復帰や未然防止が大きな力となっている。児童生徒、保護者へのスクールカウンセラーの認知も高まり年々相談件数も増加しており、今後も各校の実態に応じたスクールカウンセラーの活用が期待される。

○神戸市の主な相談人数（H24～28年度）

	延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員
平成24年度	45,038人	25.2%	20.0%	53.2%
平成25年度	54,234人	25.3%	18.8%	54.1%
平成26年度	61,377人	27.5%	18.8%	52.5%
平成27年度	66,345人	28.4%	17.4%	53.0%
平成28年度	67,536人	25.8%	18.0%	54.1%

（２）今後の課題

- ・小学校へのＳＣ配置を拡充し、単独配置校を増やすこと、また、小中連携しやすい配置の工夫で、学校における教育相談体制の充実を一層図る。
- ・近年、相談件数が急増している特別支援学校への配置について拡充を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決困難な子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・チーム学校の視点からＳＳＷや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・配置校増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上への研修のあり方を検討する。
- ・緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーを確保する。

岡山市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡山市立中学校37校（全校配置）
- ・岡山市立小学校36校（全中学校区の小学校1校に配置）
中学校区内の小学校のうち、問題行動や不登校等の状況を総合的に判断して配置校1校を決定する。
- ・岡山市立高等学校1校（全校配置）

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置校数について

小学校	36校
中学校	37校
高等学校	1校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 36人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 5人

※主な配置形態について

単独校	中学校33校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	4校	SV：220時間（1日5.5時間×40週）
	小学校33校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	3校	SV：220時間（1日5.5時間×40週）
	高等学校1校	140時間（1日3.5時間×40週）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

- ・今年度の活動方針等の伝達
- ・講演及び子ども相談主事（岡山市SSW）との合同研修会

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・福祉事務所単位での子ども相談主事（岡山市SSW）との情報共有
- ・LGBTに関する基本的な理解（講演）
- ・弁護士より、いじめ防止対策推進法に関する基本的な理解とSCとしての役割（講演）

(5) スーパーバイザーの設置と活用方法

○SVの設置

平成28年度より、SCのうち、7名をスーパーバイザーに委嘱し、経験の浅いSCに対する助言を行う体制をつくっている。

○活用方法

岡山市でのSC経験が3年未満の者を中心に、個人やグループでスーパーバイザーから事例検討等を通して助言を受ける。

(6) 課題

- ・市内全中学校区に各2名のスクールカウンセラーを配置し、配置のない小学校へのSCの派遣を可能にしているが十分活用できていない。（H29年度は配置のない小学校へ定期的に派遣し、全校勤務体制としている。）
- ・SCの経験によってニーズが異なるため、また、別の仕事との兼務の者が多いため、全員を対象とした研修が行いにくい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】ネグレクトを背景とした非行児童に関するコンサルテーション事例（④⑤）

（家庭環境はネグレクト状態で、学校からの飛び出し、学校外では夜間徘徊、不法侵入など非行が見られる）

- ・平成27年12月（本児：小学校2年）からの関わりである。当初は、担任に叱られて学校から家に帰ってしまうことがあり、「もう帰る」と教室を出ようとしたり、出てしまったりすることがあった。校外に出ることが多く、追いかけてもらうことを求めている様子であった。家庭では母が叱っても聞かない、反抗的な態度であった。異父兄弟が上下にいる母子家庭で、母は朝の登校前に起きられないことがあるなど、養育環境は十分とは言えない環境であった。
- ・平成28年4月（小学校3年）夜間徘徊、不法侵入などで警察、消防のお世話になる事件が数回あった。そうした時も母親が家にいない、引き取りに来ないなど本児が情緒的な満足を得ることが難しい生活が続いていた。一方、そうした事件の際に担任をはじめとする複数の教員が親身になって関わり、本児との信頼関係がより強まっていった。

※スクールカウンセラーの活用

- ・教室の行動観察：担任への関心、注目、身体接触を求める場面が多く見られた。他児からの注目への欲求も強く、机を教卓横に、他児らが見える方向で着席していることは、注目されたいという欲求を満たしていると見えた。
- ・アセスメントのための個別の関わり（授業中、相談室で面接・非言語表現）4回：初対面の大人に対する警戒が見られた。慣れると強く関わりを求めた。授業で習った内容を先生の教え方を真似て得意そうに説明する様子から、担任への憧れ、知的好奇心、健全に成長しようとする意欲が感じられた。一方、自分の「世話をしてくれる女子が好き」という話などから、自分の気に入った人に世話をしてもらうことを求めていることが予想された。非言語表現からも、成長したい意欲的な面と情緒的な満足感を得たい面の両面が交錯していることが見立てられた。

※チーム学校としての対応

SCは、行動観察、教員からの情報提供に基づき、適宜コンサルテーションを行った。コンサルテーションでは、本児が成長したい意欲がある一方で、満たされない情緒的な面を先生との関わりに求めているというメカニズムを説明し、行動は叱るが甘えたい気持ちを理解していくよう助言した。また、幼少期からの関わり方の薄さが現在も続いているので、関わりを求める逸脱行動は、ある程度繰り返されるという見通しを伝えた。

2学期当初には、再度教室から出ていき、担任が追いかけることを求める行動が見られた。授業中に担任がいつも追いかけることはできないので、SCは本人と担任で話し合っ、出ていきたい気持ちになった時には、どこで過ごすかというルールを作ることを提案した。その後、母親とも話し合った上で、友達とのトラブルなどで教室に入れない時は、職員室で気持ちを落ち着け、担任や他の教員が母親として関わってもらうようにした。

担任には、本児が成長しようとする、家では十分もらえない情緒的な支えを必要とすることで、何らかの行動に出てくることを説明し、今後に備えてもらっているところである。

【事例2】母子分離が困難な小3発達障害児への関わり (⑦⑧⑨⑪⑫)

主 訴：母が付き添わないと授業に参加できないことが続いている。

発達障害（自閉症スペクトラム）の診断を受けている。

来談経緯：小1より情緒学級に在籍して算数と国語のみ交流学級で授業を受けていたが、小3の夏休み以後、登校しぶりが現れた。9月中旬には継続して登校しはじめたが、母と離れるのを嫌がるため交流学級には行かず、暫定的に母子で情緒学級の授業だけを受けていた。しかし11月になっても母が離れようとすると大声を出す、床に寝転ぶ、時には母や教員を叩いて抵抗するなどの行動が続き、12月になっても母子で一緒に行動していた。また同学年の保護者たちからも「特別扱いが長く、子供たちもなぜ本児だけ母と授業を受けられるのか」との質問も出るようになってきていた。そのため、小学校の先生の勧めでSCの勤務する中学校に来談することになった。

※スクールカウンセラーの活用

相談状況：母子面接を12月中旬より開始。月1～3回の面接を継続した。

母とは現状に対する気持ちや将来のことなどを話題の中心にしながら、カウンセリングを進めた。

本児には母子分離を直接話題にせず、将来は一人で授業を受けられるようになるとう話し、登校を続けることを当面の目標とした。

発達障害については、主治医の指示に従い、服薬しないで年一回の定期通院を行っていた

月1回カウンセリングの状況報告を行い、小学校には状況報告をした上で、学校での様子を聞くことを継続した。

カウンセリングを開始して一ヶ月後には、週2～3回は支援学級から交流学級の授業に参加できるようになった。しかし交流学級の授業でも母が付き添うことが必要であった。

2ヶ月経過した時、母とのカウンセリングで本児の将来像を話題にしたところ、母は自身が「癌の治療中である」と初めて話した。病気の詳しい内容については語らず、時々痛みがあるが「なんとかなっています。」と気丈な態度であったが、その後母は家でも本児が母を叩くなどの暴力的な言動が出現していること、姑は協力的だが父は土日仕事で助けてもらえないことなど家庭内の悩みを話すようになった。

※チーム学校としての対応

SCは母子分離の困難さは、命に関わる病気への母および本児の不安と関連していると推測した。

母は自身の癌について学校には全く話していなかったため、母の了解を得て小学校に伝え、母子分離の困難さは母の人生観、育児観に深く関わっている可能性があり、さらに母が本児と関わることのできる時間の少なさの意識が母自身の分離の困難さを一層強くしていると思われることを伝えた。小学校では、母の病気と本時の分離不安が関連し合っている可能性があることを他の教員とも共有してもらった。

母は「学校の先生が話しかけて下さることが多くなりました」と話すようになってきており、教員との距離が近くなってきていると思われた。カウンセリングでも微笑むことが多くなってきており、交流学級では母が教室に入らず廊下などで見守ることができるようになってきている。

主訴である母子分離は依然として困難であるが、母の癌告白後は母と教員との関係が近くなり、両者の連携が徐々に深まりつつある状況である。

【事例3】「心の健康」の心理教育のための活用事例（16）

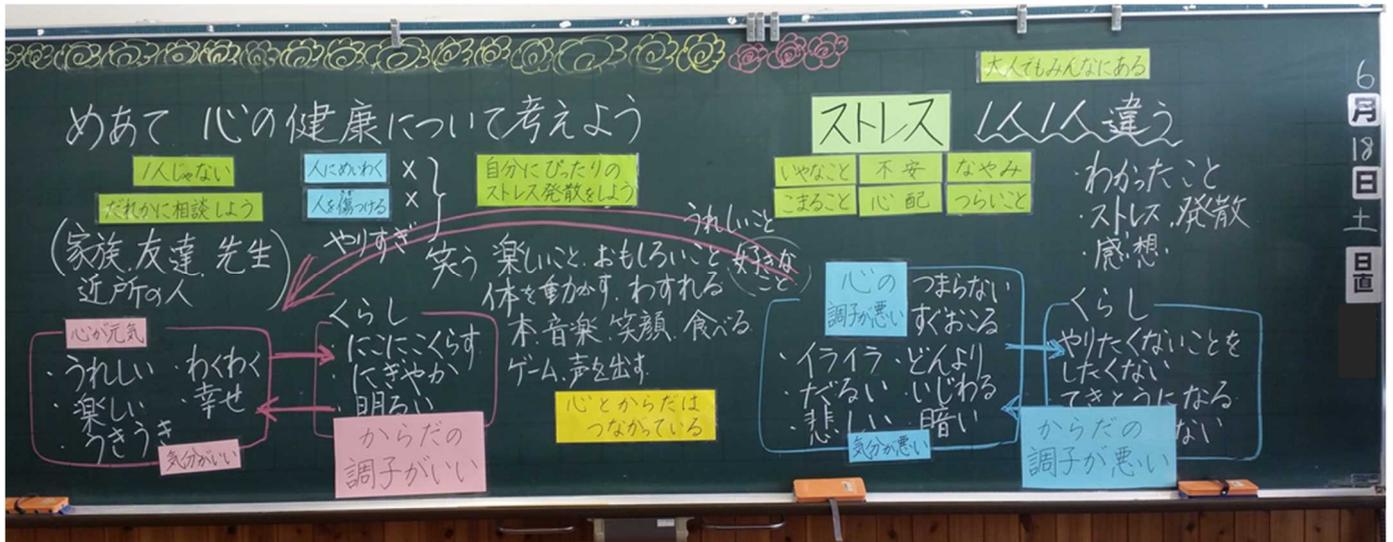
教科：保健「心の健康」（5年）

対象：5年生各クラス児童・保護者を同時に。（そのうちの1クラスは、養護教諭やSCにも公開）

内容・ストレスや発散方法は一人一人違う。

- ・心とからだはつながっている。
- ・「人を傷つける」「人に迷惑をかける」「やりすぎる」等の発散方法には気をつける。
- ・困ったことがあれば、家族、友だち、先生、カウンセラーなどだれでもいいから相談する。
- ・いじめについても意識し、いじめ防止の視点を育てる。

（板書）



（成果と課題）

SCに接したことがない児童や保護者にも、カウンセラーに関心をもってもらうことができた。土曜参観日に心理教育をすることで、児童だけでなく保護者にも一緒に話を聞いてもらうことができ、家庭に帰ってから一緒に話をするきっかけづくりになったと思う。

また、他のカウンセラーにも公開することができ、市教委がSCに課している年間3回以上の職員研修もしくは担任または養護教諭とSCが協同して行う「心の教育」、「ソーシャルスキルトレーニング」等の授業等の参考になったと思う。

（児童の感想）

- ・ストレスは人によって違い、大人でも子どもでもみんなにあることがわかった。
- ・人にストレスがたまらないように気をつけながら、しっかり発散することが大切だと思った。
- ・好きなことをしたり、人に相談したりすればストレス発散になることが分かりました。でも、発散するときに人に迷惑を掛けたり、傷つけたりすることはいけないということを気をつけようと思いました。
- ・ぼくは思いっきり友だちと遊んでストレス発散をしています。今日のストレス発散のしかたもためしてみようと思いました。
- ・今日聞いたことを家族のみんなに教えてあげたいと思いました。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

1 相談実績

- ①相談件数 11,501件 (前年度比 7%増)
 内 訳 小学校 6,316件 (前年度比 9%増)
 中学校 5,068件 (前年度比 3%増)
 高等学校 117件 (前年度比 50%増)
- ②スクールカウンセラーを活用した校内研修 194件 (前年度比 36%増)

2 学校の評価

- ①「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった」
 ととらえている学校の割合 84%
- ②「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の早期対応(状況に応じた対応)に効果があった」
 ととらえている学校の割合 93%
- ③「スクールカウンセラーの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」
 ととらえている学校の割合 91%

3 継続不登校児童数の割合(小学校)

平成27年度も平成28年度もSC配置により、長期欠席児童及び不登校児童の割合に大きな違いはみられない。しかし、SCが支援する可能性が高い継続不登校児童の割合で比較すると、特に不登校児童の多い小学校ほど、継続不登校児童の割合が低く、SCの配置による効果であると思われる。

平成28年度	対象学校数	児童総数	長欠数 (長欠/総数)	不登校数 (不登校/総数)	継続数 (継続/不登校)	うち不登校が多い10校	
						不登校数	継続数
週1日3.5時間 配置の小学校	36校	20591人	364人 (1.8%)	144人 (0.7%)	82人 (56.9%)	80人	42人 (52.5%)
配置なしの小学校	55校 (分校2校)	17164人	302人 (1.8%)	97人 (0.6%)	53人 (54.6%)	60人	33人 (55.0%)
平成27年度	対象学校数	児童総数	長欠数 (長欠/総数)	不登校数 (不登校/総数)	継続数 (継続/不登校)	うち不登校が多い10校	
週1日3.5時間 配置の小学校	36校	20584人	323人 (1.6%)	128人 (0.6%)	78人 (60.9%)	71人	48人 (67.2%)
配置なしの小学校	55校 (分校2校)	17335人	283人 (1.6%)	90人 (0.5%)	61人 (67.8%)	57人	42人 (73.7%)

(2) 今後の課題

- ・高い数値から減少に至らない長期欠席・不登校児童生徒数

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	長期欠席児童数	604	606	666
	不登校児童数	220	218	241
中学校	長期欠席生徒数	857	870	807
	不登校生徒数	503	533	503

- ・不登校児童生徒支援員や特別支援教育支援員、子ども相談主事(岡山市SSW)との効果的な連携
- ・SCの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上
- ・SCの人材確保

広島市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にスクールカウンセラーを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したスクールカウンセラーを校区内の小学校へ計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置し、すべての市立学校へのスクールカウンセラーの配置が完了した。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置校数について

小学校	141校
中学校	63校
高等学校	8校
特別支援学校	1校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士（64人）
- ② 精神科医（0人）
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者（0人）

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者（6人）
- ② 大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（0人）
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者（0人）

※主な配置形態について

単独校	8 高等学校	(週1日・1回8時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	63 中学校	(週1日・1回8時間)
対象校	141 小学校	(週1日・1回4時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

(2) 研修回数

年2回

(3) 研修内容

活動内容やサービス、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒、保護者への啓発・広報の方法などについて、スーパーバイザーによる講話やグループ協議等を通して確認し、スクールカウンセラーが複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量の向上を図っている。

(4) 特に効果のあった研修内容

発達障害のある児童生徒に対するアセスメントの視点として、医学的支援、学習支援、適応支援等について、各スクールカウンセラーの成功事例等を協議・交流し、発達障害のある児童生徒への支援についての研修を実施した。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置

スクールカウンセラー等が直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを1名配置している。

○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等が円滑に職務を遂行できるための助言
- ② スクールカウンセラー等と学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション
- ③ 新任スクールカウンセラー等への面接
- ④ スクールカウンセラー連絡協議会の研修講師
- ⑤ その他、緊急の問題が発生した学校への支援

(6) 課題

多様化している課題に適切な指導・助言をするためには、スクールカウンセラーの資質能力の向上を図る必要があるため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を強化する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】家庭環境についての活用事例（⑧、⑨、⑩、⑪）

○ 児童生徒の課題

家庭環境の変化から、精神的な不安定さが見られ始め、リストカットを繰り返すようになった。衝動性のコントロールや特定の教師への依存、低学力が課題となっている。

○ スクールカウンセラーとしての支援・援助

カウンセリングを開始するとともに、担任や学年主任等と本人の現在の心理状態などについての情報共有を行う。また、リストカットを行う子どもの心理や対応方法などについての資料を作成し、教職員に適切な対応の周知を行う。その後、担任の協力により、母親面接の機会を得たことで、母親とも現在の本人の心理状態について情報の共有を行うことができ、精神科受診につながる事が可能となった。

○ 関係機関との連携について

継続支援中であるため、今後精神科との連携を図っていく。また、自傷他害のリスクがあるため、本人との信頼関係に配慮しながらも、集団守秘という形をとり、教職員とも面接内容について情報の共有を図っている。

【事例2】不登校傾向についての活用事例（①、⑤）

○ 児童生徒の課題

友人関係への不安から登校渋りになっている。対人関係で受け身的な対応をしてしまい、自己主張ができない。

○ スクールカウンセラーとしての支援・援助

当該児童生徒が求める限り、保護者と一緒に登校し、正門で保護者と離れることができないなら、保健室を利用し、そこで養護教諭に間に入ってもらうよう助言する。また、当該児童生徒は、兄弟姉妹となら、思うことが言い合えるので、しっかり自己主張できたときは、その主張を認めてあげ、自己主張してもいいんだ、できるんだという気持ちを育てるように関わりをするよう助言する。

保護者に確認をとった上で、担任や養護教諭と保護者に助言した内容等について情報共有し、安心して登校できるように、保護者と連絡を取り合いながら様子を見る。また、養護教諭には、登校渋りの様子を伝え、保健室に親子で来られたときの支援について連携する。

その後、継続して保護者面談を行い、登校渋りは落ち着き、担任と一緒に教室に入ることができている。

【事例3】校内研修の活用事例（⑮）

○ 演題：児童生徒理解研修会

○ 対象：教職員

○ 開催時期：冬季休業中

○ 所要時間：1時間

○ 研修のねらい：課題を抱える児童生徒の言葉にならない声を聴く大切さを事例とワークを通して学ぶ。

○ 研修内容

- ・ 不機嫌な様子で黙り込む児童生徒に対して、教員が近すぎる距離感や不必要なボディタッチ、背を向ける児童生徒に対して、決めつける言葉や教員自身の価値観を伝えて怒らせ、怒った児童生徒に対して怒り返して注意するという相談場面を児童生徒役と教員役を教員2名で演じる。
- ・ 相手が課題を抱えている時こそ、目に見える情報だけで判断して対応してしまうことにより、本来「聴こう」としていた目的が「怒る」というものにすり替わってしまう危険があること、目に見えない感情の部分を探ることが大事であることを知る。
- ・ 児童生徒役の教員には、距離が近かったり、接触されたりして不快であったことや決めつけられたり教員の価値観を植え付けられたりした怒りを感想として伝えてもらう。
- ・ 目に見えない情報に意識を向けるためのマニュアルや答えはないが、意識を向けようとするところこそが児童生徒理解の第一歩につながることを伝える。

○ 成果

本来の指導の目的とは、すり替わった指導をしてしまいがちなことについて、演じることを通して客観視することにより、冷静に指導の目的がすり替わる弊害を認識することができた。同時に、目に見える情報で児童生徒を理解しがちであること、その奥に隠れたメッセージがあることを伝えることにより、研修後のケース会議等でも児童生徒理解に生かすことができ、教職員の中での共通認識になった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員にとっては、校内研修会等でスクールカウンセラーから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになってきている。
- 児童生徒にとっては、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになっていたり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになっていたりしている。
- 保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がスクールカウンセラーから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な声かけ等が行えるようになってきている。

スクールカウンセラー相談件数（平成25年度～平成28年度）

<小学校・中学校・高等学校・特別支援学校>

（単位：件）

平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計												
8,599	6,755	17,592	32,946	7,953	6,743	18,970	33,666	8,222	7,012	17,619	32,853	7,991	7,058	17,451	32,500

(2) 今後の課題

多様化している課題に応じた適切な指導・助言を行うため、スクールカウンセラーの資質・能力をより一層向上させるための体制を構築する必要がある。そのため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる個別事案への指導・助言体制を整える

北九州市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の昨日の充実を図ることが重要な課題となっている。
- このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。
- 拠点校方式とし、中学校から校区の小学校へ派遣する。中学校全62校に時間額嘱託員を配置し、うち24校には月額嘱託員も配置する。

（3）配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置校数について

小学校	131校
中学校	62校
高等学校	2校
特別支援学校	8校

○ 資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 65人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

○ 主な勤務形態について

【配置形態】

- ①月額嘱託員・時間額嘱託員合わせて、以下の時間配置する。

- 1 中学校 1 小学校の 7 中学校区
週 8 時間、年 33 週、年間 264 時間配置
- 1 中学校 2~3 小学校の 53 中学校区
週 12 時間、年 33 週、年間 396 時間配置

1 中学校 4 小学校の 2 中学校区

週 16 時間、年 33 週、年間 528 時間配置

2 高等学校

週 4 時間、年 33 時間、年間 132 時間配置

②月額嘱託員

上記のうち、24 校に勤務する。週 4 日、1 日 7.5 時間勤務とし、1 中学校区に年間 264 時間勤務する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年間 3 回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー活用事業の実施にあたって
- 本市の問題行動等の状況と生徒指導について
- スクールカウンセラー活用事業の成果と課題について
- スクールソーシャルワーカーの活動と専門性
- 人権教育について
- 本市の長期欠席の現状と取組について
- 生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）について
- 対人スキルアップ研修について

(4) 特に効果のあった研修内容

- 本市では長期欠席・不登校の増加が喫緊の課題になっており、その現状と取組について説明をした後、スクールカウンセラーをグループごとに分け、グループ協議を行った。
- 普段会わないスクールカウンセラーと同じ班になり、それぞれが行ってきた取組などを話し合ったことで、他のスクールカウンセラーがどのような手立てを行っているのか、どのように学校との連携を行っているのかが情報共有できた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S V の設置 無

(6) 課題

- 研修の回数を増やしたいが、増やすと学校を訪問する時間が減ってしまうため、実現は難しい。
- 研修した内容を学校にできるだけ早期に還元したいが、配置された各学校の研修日が重なってしまうため、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】対人スキルアップのための活用事例（①②⑤⑦⑩）

- スクールカウンセラー（以下「SC」）が、公立の全校・園で、対人スキルアップに関する職員研修を実施している。
- 各校の状況や教職員の要望を踏まえながら、当該校のSCが研修内容を計画して実施する。児童生徒の対人スキルアップにつながる授業や活動を紹介し、各学級の状況に合わせて教職員が授業や活動を実施する場合もある。担任とSCが協働して授業を行う場合もある。
- 授業や活動の内容に関しては、SCが提案するものと、北九州市で作成した「北九州市子どもつながりプログラム」が活用されている。

「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」

平成27年度より全市一斉に実施している。児童生徒がコミュニケーション能力を高め、人間関係を調整する能力や技術を身に付ける（自分や友達への気付きや、それをコントロールする方法を学ぶとともに、友達と協力してできる関係をつくる）ことを通して、好ましい人間関係を育み、不登校、いじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組む。

プログラムの実施を通して、児童生徒理解や指導の一層の充実を図り日常の指導に生かすことなどをねらっている。小学校一年生から中学校三年生までの9ヶ年を見通したプログラムになっている。市内小・中・特別支援学校で、各学年とも年間6時間程度実施するようにしている。

【事例2】「性的な被害」についての活用事例

- 小学校の児童により、同学年の児童が性的暴力の被害に遭った。問題事象の発見経緯は同学年他児童の報告によるもので、緊急支援の対象となった。当事者とその保護者同席のもと謝罪の場が設けられ、緊急支援SCが被害児童へのカウンセリングを実施した。また、問題事象の性質から警察との連携も生じ、緊急支援SCから当該校SCが、長期的視点での支援を引き継いだ。
- 当該校SCは、勤務の度に加害児童への面接や加害児童保護者への面接などを行いつつ、積極的に管理職との情報交換を行い、継続的に管理職へのコンサルテーションを行った。その中で加害児童への校内での心理教育等も検討されたが、やがて児童相談所での心理教育が開始されることとなり、学校では校内の安全に配慮しつつ、関係児童の進学や進路を見据えた長期的支援を目指している。
- この事例においては、衝撃的な出来事による学校コミュニティの動揺がある中、当該校SCが、当事者や保護者、関係教職員の心のケアにあたりつつ多機関と円滑な連携を行い、情報交換しながら、児童相談所の専門的支援の活用につなぐことができた。そこに至る過程でSCが専門職として果たした役割は大きい。当事者の心理状態に配慮しながら、学校コミュニティの動揺を最低限に留め、児童が日常の学校生活を送ることができるよう力を尽くした。学校としては今後も必要に応じてケース協議を開いて情報交換の場を設け、関係者の対応を明確にして、見守りや必要に応じた対応を継続していく方向性を関係者で共有している。

【事例3】自殺予防教育のための活用事例（⑩）

- 各学校のSCが「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」の題で、自殺予防教育に関する職員研修を行っている。
- 本市が作成したリーフレット「だれにでも、こころが苦しいときがあるから…」を活用し、児童生徒の「援助を求める力」を育てるための日常の関わりのポイント、話を聴く時のポイント、自殺予防教育に関連する授業実施の例（レジリエンスの授業など）を紹介している。SCと協働して実際の授業を行った学校もある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成27年度から平成28年度にかけて、小・中学校におけるS Cによる延べ相談件数は30,837件から32,351件へ、面接回数は19,231件から21,394件へ、電話の件数は238件から268件へと、いずれも増加した。これは教育委員会から学校に対し、スクールカウンセラーの活用を周知・徹底したことや、校内研修会での活用が増加したことなどにより、学校内におけるスクールカウンセラーの認知が向上したため、利用が促進したものと考えられる。
- 月額スクールカウンセラーを4名から6名へと増員し、毎月月額嘱託員スクールカウンセラー会議をもち、不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）への関わり方等を検討した。月額のスクールカウンセラーが、キャンプへ参加することにより、「心の専門家」として不登校児童生徒を支援した。
- 教職員・児童生徒・保護者に対するカウンセリングを通して、悩みやいじめの解消等を図った。
- カウンセラーの専門性を生かし、児童生徒理解や対人スキルアップの研修を校内研修会等で実施することができた。
- 「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）について、スクールカウンセラーの専門性を生かした校内研修を全校で行い、教職員の資質向上を図った。
- スクールカウンセラー活用事業連絡会議（年間3回実施）の中で、スクールカウンセラーによる小中連携や校内研修等についての実践発表や情報交換をしながら、各学校の教育相談の充実を図る研修ができた。
- 緊急支援は迅速かつ適切に対応できた。

(2) 今後の課題

- スクールカウンセラーの存在が認知され、学校、児童生徒、保護者のニーズが増えてきている。それに応えていくために、配置時間を増やしていかなければならない。
- 安定かつ迅速な対応をするために、月額嘱託員のスクールカウンセラーを今後さらに増員する必要があるが、勤務条件の整備等の課題がある。
- スクールカウンセラーの不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）等での関わり方については、参加体制や指導員への助言方法等について今後さらに検討する必要がある。
- 従来は、思春期を迎えた中学生からの相談が多かったが、最近は小学校での活用が広がり、派遣時間の延長希望が多くなっている。また、保護者からの児童生徒に関する悩みに対するカウンセリングの要望も増加している。研修のニーズも高まっているが、相談業務に割く時間を減らして対応しているところがあり、派遣時間の確保が喫緊の課題となっている。

福岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒や保護者に対するカウンセリングを通して、個々の悩みや問題行動の解決に向けた支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校規模等に応じ、配置時間数を加減することにより、効率的な配置を図っている。小学校へは、中学校に配置されているスクールカウンセラーが担当する拠点校方式で対応。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

・配置校数

小学校 141校 中学校 67校 高等学校 4校 特別支援学校 8校

・資格

「スクールカウンセラー」について

① 臨床心理士 46人

② 精神科医 0人

③ 大学教授など、0人

・勤務形態について

単独校 4高等学校（週2日・1回4時間）

拠点校 67中学校 2特別支援学校

対象校 141小学校 6特別支援学校（週2日・1回4時間）

※ 原則週2日・1日4時間程度とし、児童生徒数に応じて日数を調整し決定している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・市内73校に配置のスクールカウンセラー
- ・小中高等学校、特別支援学校のスクールカウンセラー担当教諭

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間3回）

（3）研修内容

- ・スクールカウンセラー活用事業の事務手続き、学校（教頭）とスクールカウンセラーの打合せ
- ・学校におけるスクールカウンセラーの職務について
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携の在り方について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携の在り方

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・スクールカウンセラーの対応が難しいケースにおいて、スーパーバイザーがスクールカウンセラーへのアドバイスをおくることで、解決・改善に導くことができるようにする。

（6）課題

- ・年3回実施のうち2回の研修は、配置校のスクールカウンセラー担当者といっしょの研修を受けるため、スクールカウンセラーの技術向上のための研修にはなりにくいこと

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童理解・対応のための活用事例（①⑫）

小学校での保護者相談（不登校、抜毛、親子関係）を受け、保護者と学校に子ども理解を促し、医療機関とも連携、対応や環境を調整したことで不登校が解消された事例。

対象児童は小学3年・男子。学習が苦手なことから、保護者主導で学習塾に通うようになった。しかし、学校の宿題も塾の宿題も追い付かず、保護者と口論になることが多かった。その頃から、無意識に頭髪を抜くことが見られ登校しぶりも始まった。

保護者は、月1回の小学校でのスクールカウンセラー相談に申し込まれた。スクールカウンセラーは保護者の同意のもと、授業観察、本人面談、家庭と学校からの情報を集約した。そのうえで専門的識見から学校と保護者に助言を行い、当面の対応を確認した。

本児は、学習塾やその他の習い事をやめたり減らしたりしたことで、保護者ともめることもなくなり、親子関係は安定した。また、子ども理解と家庭や学校での対応や指導に活かすため発達検査を受検し、抜毛に関しては医療機関を受診した。その後も月1回の相談日に合わせて、保護者（家庭の様子、医療での助言）と学校（学習、友人関係）とスクールカウンセラー（家庭・学校での対応）がそれぞれの情報を持ち寄り共有して、本児への関わり方を確認することを継続した。発達検査の結果を踏まえて、年度途中で特別支援学級への転籍をしたことで、本児のペースで学習や活動をすることができ、不登校も解消した。抜毛はまだ残っているが、本児も保護者も気にならなくなっている。

現在、小学校には毎月の相談案内と共に学期間の予定もお知らせして、数カ月先まで保護者が予定を組みやすくしている。本事例も、保護者・学校・スクールカウンセラーの協議を予定表に基づき組み込み、定期的な情報共有ができた。そのため、年度途中でのスムーズな転籍にもつながった。

また発達検査の結果を、家庭や学校での本児の実態や課題とからめて保護者・学校に伝えることができたので子ども理解が進み対応を協議しやすかった。

医療機関との連携にあたっては、学校の様子を担当から、発達検査の結果はSCから文書で提出したことでスムーズな受診となった。

【事例2】性的被害のための活用事例

特別支援学校高等部1年生女子生徒がSNSにより性的対応を強要された事案。

軽度～中度知的障害で中学校特別支援学級から、特別支援学校高等部に入学。順調に通学していたが5月連休後、行き渋りが始まる。担任教師が何度も丁寧に話を聞いた結果、高校入学後しばらくして所持するようになったスマートフォンでのトラブルで悩み、家を出ることに強い不安を抱えているということがわかった。担任を通じてスクールカウンセラーとの面談を設定し、本生徒の障害特性を考えて担任同席の上での面談を行った。

本生徒はSNSで知り合った面識のない相手から「顔が見たい」と頼まれ、顔写真を送った。その後「全身」「下着姿」と要求され、断わると「名前がわかっているからすぐに住所を調べてそこに行ける」「今までの写真をネットに公開する」など脅され送ってしまった。3週間ほどに渡ってのやり取りがあり、その間、何枚もの写真を送ったが、「下着をつけずに下半身を下から撮れ」と言われて応じたあと、本生徒は待ち伏せされているのではないかと恐怖を感じて家から外に出ることができなくなっていた。面談をした時点で、本生徒は自身でスマートフォンのデータを消去していた。

※ スクールカウンセラーの動き

面談の中で本生徒に「経緯を説明する勇気を持たれたことを褒める」こと、また、「体験した出来事で恐怖を感じることは当たり前であることを伝える」ことで、外出が怖くなった自分自身の状態に二次的な不安が生じない

よう丁寧にやり取りをした。その上で、本生徒の中で出来事に向き合い、処理すると同時に、今後のための学習体験となるように面談を位置づけた。

その後、本人に確認を取った上で保護者（母親）に来校依頼の連絡を担当から入れてもらうこと、管理職と教職員との共有についての打ち合わせをすること、を提案した。

保護者との面談は担任同席で行い、担任から本生徒との面談でわかったことを伝えた上で、スクールカウンセラーから、本生徒は特性ゆえの判断ミスから招いた現状に不安な感情を強く持っており、健全な心の状態を取り戻すためには、家庭では強い叱責ではなく冷静な対応が有効であることを伝えた。同時に、本生徒の今後に起こりうる判断のずれや非社会的行動について、相談、連携していくことを提案した。保護者との面談の中で、本生徒が通院している病院の医師を信頼しているとの情報が得られたため、担当医との連携を取ることにした。

※ 連携

担当医には保護者に文書を持参してもらい、その後、担任から担当医に電話を入れた。その際、スクールカウンセラーも同席して、今回のストレスが本生徒の持病であるてんかん発作の原因になることがありうるか、その際の対応などを確認し、本生徒の不安が落ち着くまで連携を取ることにした。

今回は、データを消去されていることもあって、性的犯罪として公的機関に繋げるまでにはいたらなかったが、本生徒が不安を話せる相手がいるということで落ち着くことができるよう、主治医との連携を図った。また、本事案で児童生徒の障害特性を十分に考えて学校も保護者も指導をしているにも関わらず、適切に判断ができず事件に巻き込まれる可能性が高いことを再認識した。

【事例3】校内研修のための活用事例（ ⑮ ）

中学校の夏期職員研修会において、「通常学級に在籍する特別な支援を要する生徒の理解と対応～発達障害者の困難さを具体的にイメージする～」というテーマにおいて講師を務めた。

研修担当の教員と事前の打ち合わせを繰り返し行ない、現場のニーズに則した研修会となるよう、事前の準備をおこなった。また、管理職からの要望も取り入れ、より学校の実態に応じた研修会となるよう、検討と工夫を重ねた。

研修会では、パワーポイントやプリントなどの視覚的な教材も使用しつつ、一方的な講義とならないよう、参加型の演習や討論などの時間も作り、なるべく能動的な研修会になるようにした。

講義内容として、発達障害の特徴、それにまつわる困難と実際の支援の仕方や援助法などを解説した。また、エンカウンター技法を取り入れた融和的クラス作りやカウンセリング技法の演習も行った。

先生方の参加態度は、熱心かつ和やかな雰囲気、意欲的に学ぶ姿勢を感じる事ができた。特に、カウンセリング技法を教育の現場で活かしていく方法や、発達障害の児童生徒の実態と対応のコツなどのテーマへの関心は高く、現場での先生方の困り感と、それをなんとかしたいという思いの強さが感じられた。

質疑応答の時間はもちろんのこと、休憩時間においても、途切れることなく講師への質問が続いた。研修後の最初の勤務日にも質問、感想が寄せられ、「具体的な困難さと対応の実際を知ることができて、大変ためになった」「今まで受けた研修の中で一番よかった」などの声が聞かれた。

管理職からも、「今後も、さまざまなテーマについて、臨床心理学的視点に立脚した研修会を繰り返し行ってもらいたい」との要望があり、継続して研修会を計画していく予定である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・相談件数と効果率の年度ごとの推移

年度	相談件数 (件)	効果率 (%) (効果のあった実人数/面接した実人数)
H26	25,174	39.3 (1,729/4,402)
H27	25,295	43.3 (2,000/4,618)
H28	24,009	52.9 (2,210/4,177)

福岡市教委実施「スクールカウンセラー・心の教室相談員 相談件数等調査」より

- ・小学校への定期的派遣

年度	小学校での相談件数 (件)	相談件数全体のうちの小学校の割合 (%)
H26	5,338	21.2
H27	6,488	25.6
H28	7,744	32.3

- ・H27からH28にかけて効果率（効果のあった実人数/面接した実人数）が9.6ポイント増加している。
- ・H28年度から学校規模に応じて小学校への派遣日数を指定した。スクールカウンセラーが小学校児童にも確実に関わることができた。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの各学校への配置日数を拡大し、相談体制を強化
- ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携
- ・スクールカウンセラーの資質の向上

熊本市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成28年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動の解決に資することを目的とし、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行い、問題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校方式・・・市内42中学校のうち、拠点となる中学校21校にスクールカウンセラーを配置し、残り21校を対象中学校として位置づけ、市立全中学校を対象とした。必要に応じて小学校も対象に活動した。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態 ※（ ）は災害時緊急スクールカウンセラー

・配置校数

小学校 61校（災害時緊急スクールカウンセラー 94校）

中学校 42校（災害時緊急スクールカウンセラー 38校）

・資格 臨床心理士29人、大学教授1人 計30人

・勤務形態

拠点中学校1校あたり年間210時間（週1～2日・1週あたり6時間×35週）

拠点中学校 年間155時間程度

対象中学校 年間55時間程度

○平成28年熊本地震の発生に伴うカウンセリング

・資格 臨床心理士：361人（延べ）

・勤務形態 週5日 28時間以内

※配置時間 13,532時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、教育委員会事務局スクールカウンセラー担当職員

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間3回）

（3）研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務の円滑な運営について
- ・専門医による講話

（4）特に効果のあった研修内容

・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策の協議。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

（6）課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた研修の機会が限られているため、研修の内容の充実を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】親子の関係から自傷行為・問題行動に至った生徒のための活用事例 (⑧)

中学校2年生女子Aさん。家庭では父親が酒を飲んで母親やAさんに暴力を振るうことがあった。また、Aさんは他中学校の生徒との交友等、生活面で課題が見られたため、学校と母親が話し合いを行いながら本人への指導を続けていた。2学期の途中からリストカットが始まり、母親に対し暴言を吐くことがあったため、母親自身が疲労しているようであった。

Aさんは2学期の途中からカウンセリングを受けはじめた。スクールカウンセラーは、Aさんとの信頼関係が築けたところでリストカットについても話題にしなが、本人の複雑な気持ちを理解していった。

担任や養護教諭は、Aさんの問題行動は父親との関係や愛情不足が原因と考えていたが、スクールカウンセラーの見立ては「母親とAさんの関係が問題の中心である」というものだった。担任がAさんに今の気持ちを紙に書かせたところ、「お母さんと一緒に過ごしたい。お母さんがいないと寂しい」と記した。

母親は「自分はAさんに愛情を注いでおり、自分との関係が原因ではない」という認識であったが、カウンセリングを通じて、自分がAさんへの対応に苦慮していること、父親が子育てに協力しないことにストレスを感じていること等に気づいた。カウンセリングを繰り返し行うことで、母親自身が問題解決に向けて前向きに考えられるようになった。今後もスクールカウンセラーと学校が連携しAさんとAさんの母親を支えていく。

【事例2】中学生男子の同級生女子に対するわいせつ行為のための活用事例

中学校3年生女子Cさんは、同級生の男子生徒Dくんから「小学校のころにしていた交換日記の中にCさんの写真があったので返したい」との連絡を受け屋外で会うことになった。CさんがDくんの自転車の前籠にあった交換日記に手を伸ばしたところ胸を触られた。その後もDくんから「下着を見せてよ」等の言葉が発された。Cさんは驚いてその場から立ち去り徒歩で自宅へ向かったが、Dくんが自宅までついてきた。Dくんは家までは入り込むことはなくすぐに帰ったが、後にSNSで「誰にも言わないように」と伝えてきた。Cさんは「わかった」と返事したが、その日に起きたことに大きなショックを受け、毎日涙があふれる・眠れない・男性が怖い等の症状が見られるようになった。このことに気づいた家族が学校に相談し事が発覚した。

学校はCさんとDくんと家族の間に入り謝罪や今後のことについて話し合い、Dくんは転校することになった。また、Cさんに対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行った。

Dくんの転校により一応の終息を見ることとなったが、Cさんの受けた心の傷は簡単に癒えるものではないため、今後も引き続きスクールカウンセラー等が心のケアを続けていく。

【事例3】校内研修のための活用事例 (⑨)

スクールカウンセラーが、「ストレス対処法について考えよう」というテーマで学校保健委員会の講師を務めた。熊本地震から約半年がたち、まだ様々なストレス反応が予測・確認された時期であったが、前半はスクールカウンセラーの活用について生徒及び職員の共通理解を図ため、基本的な姿勢と活動内容の説明を行った。後半は予想されるストレス反応についての理解と対処法について、「セルフ・リラクゼーション」の演習を行った。

学校保健委員会で生徒及び保護者・教職員に対してスクールカウンセラーが講師として講話を実施したことで、次のような効果があった。

- ①生徒及び保護者・教職員のスクールカウンセラーにかかる共通認識が図られた。
- ②熊本地震から約半年が過ぎたが、まだ生徒及び保護者・教職員のストレス反応に留意する必要性があることが認識された。
- ③職員にスクールカウンセラーの学校組織における位置づけが確認されたことで、組織としての体制が整った。
- ④生徒及び保護者の不安解消に必要なスキルの向上や、教職員が今まで以上に深く生徒を理解するための知識と技能が身についた。
- ⑤職員が連携して対応することの重要性が確認できた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市では平成24年度に政令指定都市へと移行するに伴い、国から直接補助を受けて「熊本市スクールカウンセラー配置事業」をスタートし、年々事業を拡充してきた。平成25年度には市内全42中学校のうち拠点中学校21校に29人のスクールカウンセラーを配置し、全中学校で定期的にカウンセリングを受けることができる体制が整った。平成28年度は、拠点中学校21校に30人のスクールカウンセラーを配置し、事業を実施した。

【平成28年度】

① スクールカウンセラー等活用事業

- ・相談人数：児童・生徒831人、保護者431人、教職員・その他189人 合計1,451人
- ・相談件数：児童・生徒2,656件、保護者957件、教職員・その他1,183件、
合計4,796件
- ・相談内容：「不登校に関すること」1,228件、「対人関係に関すること」809件、
「健康、心身の問題」806件、「家族・家庭の問題」484件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：83回

② 災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

- ・相談人数：児童・生徒3,960人、保護者819人、教職員・その他535人、合計5,314人
- ・相談件数：児童・生徒6,511件、保護者1,187件、教職員・その他879件、
合計8,577件
- ・相談内容：「不登校に関すること」381件、「対人関係に関すること」721件、
「健康、心身の問題」5,133件、「家族・家庭の問題」871件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：65回

平成28年度は「平成28年熊本地震」の発生により、通常の「スクールカウンセラー等活用事業」に併せ文部科学省「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助を受け実施した。

スクールカウンセラーの活用により、児童・生徒がカウンセリングを受けることはもちろん、保護者もカウンセリングを受けることで状況が改善したという成果が多く見られた。

家庭や学校における対応について専門的な立場での助言により、保護者の安心感へとつながっている。

また、教職員に対して、専門的な立場から対処方法のアドバイスを行うことで、その後の関係機関との連携や支援方法の具体的検討へとつながっている。

カウンセリング後のフィードバックを通して、教職員が児童生徒・保護者の思いをより深く理解することで保護者との連携がとりやすくなっており、教職員も安心感をもって対応できるようになった。

(2) 今後の課題

小中学校において専門的カウンセリングを必要とする児童・生徒が増加しており、スクールカウンセラーへのニーズは年々高まっている。また、児童・生徒や保護者からの相談だけでなく、教職員からの相談もある。

これらのことから、効果的にカウンセリングを実施できるよう、管理職やスクールカウンセラーを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。また、教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教職員がスクールカウンセラーから相談を進める際に必要な視点や手法を学ぶ研修会等を実施するなど活用の方法を検討していく必要がある。また、熊本地震から1年以上が経過しているが、今なお心のケアが必要と判断される児童生徒が確認される。本市が実施する熊本地震に係る「心と体の振り返りシート」の実施を通じて、児童生徒の状況をつぶさに把握しながら、きめ細かく対応していく必要がある。